

第3節 通商政策局	125
1. 世界経済の動向	125
2. 国際経済協力	126
2. 1. G7、G20	126
2. 2. アジア太平洋経済協力（APEC）	128
2. 3. 経済協力開発機構（OECD）	130
3. 世界貿易機関（WTO）	131
3. 1. 多角的自由貿易体制の要としての世界貿易機関（WTO）	131
3. 2. 経済連携協定、投資協定	138
4. 二国間関係	143
4. 1. アジア太平洋各国関係	143
4. 2. 米州関係	148
4. 3. 欧州・ロシア関係	151
4. 4. 中東・アフリカ諸国関係	157
5. 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）	159

第3節 通商政策局

1. 世界経済の動向

国際通貨基金（IMF）は、2021年1月に発表した世界経済見通しの中で、2020年に▲3.5%であった世界の実質GDP成長率は、2021年に5.5%増、2022年は4.2%増へ上昇すると予測した。これは、2021年後半にはワクチンの後押しを得て景気が加速するという期待と、いくつかの主要国における追加的な政策支援を反映している。パンデミックによって大きな人的犠牲を払ったものの、経済活動は時間の経過とともに対人接触の多い活動の低迷に適応しつつあるように見える。また、米国や日本をはじめとして、2020年末に発表された追加的な政策措置によって、2021-22年に世界経済がさらに下支えされることが期待される。（参照：表 IMFの主要国・地域の実質GDP成長率の見通し）。

主要国経済の動向を見てみると、米国の2020年の実質GDP成長率は前年比▲3.4%と、2019年の2.3%増から大きく減少した。四半期ベースで動向を見ると、新型コロナウイルスの感染拡大が本格化した2020年第二四半期は前期比年率▲31.2%となり、過去最大となる落込みとなった。なお、2020年2月を山としたその後の急激な景気後退について、NBER（全米経済研究所）は2020年4月に谷を迎え、米国史上最短の2か月で景気後退を終えたと発表した。それ以降は立ち直り、三四半期連続でプラス成長を維持している。新型コロナウイルスの影響で落ち込んでいた個人消費、投資、輸出が回復を主導している。

米国連邦準備制度理事会（FRB）は、米国での新型コロナウイルスの感染拡大を受けてフェデラル・ファンド金利（FF金利）を0.00～0.25%へと緊急に引き下げて以来据え置きを続けている。また、FRBは、経済の下支えのため大幅な量的緩和を継続しており実施し、2021年3月末時点で資産は約7兆6,900億ドルまで拡大した。

ユーロ圏の2020年の実質GDP成長率は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け▲6.4%と2019年の1.4%増から大幅に低下し、ユーロスタットが1995年に統計を開始して以来、最大の落ち込み幅を記録した。国別では、ドイツ▲4.6%、フランス▲7.9%、イタリア▲8.9%、スペイン▲10.8%と、特に観光等のサービス業を主要な産業とする南欧諸国の下落幅が大きかった。

2020年春、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各国でロ

ックダウン（都市封鎖）が実施されたが、夏には一旦、拡大が落ち着きをみせたため、段階的に経済活動が再開された。しかし、11月以降、再び、感染が急拡大したため、各国で再び行動制限措置が強化された。

その後も感染拡大収束に目処が立たず、2021年以後も行動制限措置が継続され、堅調な製造業が経済を下支えする一方、サービス業の悪化、ワクチン接種普及の遅れ等から、ユーロ圏経済は2021年第一四半期に二四半期連続でマイナス成長となり、景気後退に陥った。

英国の2020年の実質GDP成長率は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け▲9.8%と2019年の1.4%増から大幅に低下し、大寒波に見舞われた1709年以来、約300年ぶりの落ち込みを記録した。2021年に入り、行動制限の強化を受けて内需が低下し、2021年第一四半期は2020年第二四半期以来のマイナス成長となった。2020年第四四半期より、需要項目別では、ロックダウンの影響で個人消費が2期連続で減少した。また、ブレイグジットの移行期間の12月末終了以降、輸出、輸入ともに大幅に減少した。

なお、英国は2020年1月31日に欧州連合（EU）から離脱し、3月からEUとの間で「EU・英国間の貿易及び協力に関する協定」についての交渉が開始された。交渉は難航を極めたが12月24日に合意に達し、12月31日に移行期間が終了した。英国がEUの単一市場と関税同盟から離脱したことにより、貿易や金融、人の移動等で影響が見られる。

また、2020年の中国経済の特色は、新型コロナウイルスの影響で、年初に経済が大きく落ち込み、年の後半になるにつれて回復していったことにある。2020年第二四半期には総資本形成が経済成長を主導する形で3.2%増とプラス成長を回復。純輸出もプラスに転じた。続く第三四半期には最終消費もプラスに転じて経済成長率は4.9%増へと上昇、さらに第四四半期も6.5%増と回復が続いた。その結果、2020年の実質成長率は2.3%増と2019年の6.0%増からは大きく減速したが、主要国がマイナス成長に陥る中で、プラス成長を維持した。2021年に入ると第一四半期は前年の落ち込みの反動で18.3%増と高い伸びとなった。

このように中国経済は総じて回復基調にあるが、業種別にはかなりの相違が見られる。製造業、建設業は2020年

第一四半期に落ち込んだものの第二四半期にプラスに転じ、以降は概ね順調に回復している。情報通信・情報技術サービスは、一貫して2桁台のプラスを維持している。一方、宿泊・飲食、対事業所サービス、卸・小売は2020年計でマイナスから抜け出すことができなかった。新型コロナウイルスは業種ごとに異なる影響を与えたことがうかがえる。

IMFの主要国・地域の実質GDP成長率の見通し

	2020年 (前年比、%)	今回(2021年1月)予測 (前年比、%)		前回(2020年10月)予測 からの変化 (ポイント)	
		2021年	2022年	2021年	2022年
世界	-3.5	5.5	4.2	0.3	0.0
先進国・地域	-4.9	4.3	3.1	0.4	0.2
米国	-3.4	5.1	2.5	2.0	-0.4
ユーロ圏	-7.2	4.2	3.6	-1.0	0.5
ドイツ	-5.4	3.5	3.1	-0.7	0.0
フランス	-9.0	5.5	4.1	-0.5	1.2
イタリア	-9.2	3.0	3.6	-2.2	1.0
スペイン	-11.1	5.9	4.7	-1.3	0.2
日本	-5.1	3.1	2.4	0.8	0.7
英国	-10.0	4.5	5.0	-1.4	1.8
カナダ	-5.5	3.6	4.1	-1.6	0.7
新興市場及び途上国・地域	-2.4	6.3	5.0	0.3	-0.1
中国	2.3	8.1	5.6	-0.1	-0.2
インド	-8.0	11.5	6.8	2.7	-1.2
ASEAN-5	-3.7	5.2	6.0	-1.0	0.3
ロシア	-3.6	3.0	3.9	0.2	1.6
ブラジル	-4.5	3.6	2.6	0.8	0.3
メキシコ	-8.5	4.3	2.5	0.8	0.2
サウジアラビア	-3.9	2.6	4.0	-0.5	0.6
ナイジェリア	-3.2	1.5	2.5	-0.2	0.0
南アフリカ	-7.5	2.8	1.4	-0.2	-0.1

(資料) IMF「World Economic Outlook, January 2021」から作成。

※1 インドは会計年度ベース、成長率は市場価格ベースの値。

※2 ASEAN5はインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム。

2. 国際経済協力

2. 1. G7、G20

(1) 沿革

G7サミットは、1970年代に発生したニクソン・ショックや第一次石油危機への対応を契機に、世界経済問題について首脳レベルで議論するフォーラムとして誕生した。第一回サミットは、フランス、米国、イギリス、ドイツ、日本、イタリアの6か国により1975年に開催され、その後、各国が持ち回りで議長国を務めつつ開催されている。

また、G20サミットはリーマン・ショックを契機とする経済・金融危機に対応するため、G20財務大臣・中央銀行総裁会合を首脳級に格上げする形で、2008年に第一回が開催された。以降、毎年開催されている。2019年のG20大阪サミットや、同年のG20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合等の関係閣僚会合では、日本が議長国を務めた。2020年は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、G7・G20ともにテレビ会議形式で、新型コロナウイルスへの対応や経済回復について議論が行われた。

(2) 会合の概要

① G7米国首脳会合(テレビ会議)(2020年4月)

2020年3月のG7首脳テレビ会議に続き、本年のG7

議長国の米国の呼びかけにより新型コロナウイルス感染症に関するテレビ会議が開催された。参加したG7首脳は、新型コロナウイルス感染症に関し、各国内の経済状況や感染拡大防止策について意見交換を行った。安倍総理からは、強大な経済政策や、緊急事態宣言のすべての都道府県への拡大等の日本の対応の現状の紹介に加え、以下4点を強調し、各国の賛同を得た。

(1) 短期的には、治療薬の開発及び普及が重要であること。

特に、新型インフルエンザの治療薬として開発された

「アビガン」の国際的な臨床研究を拡大していくこと。

(2) 医療体制・保健システムの脆弱な国に対する支援が重要であること。

(3) 危機に関する支援や情報が、透明・迅速かつオープンな形で国際的に共有されることが重要であること。

(4) 今回の新型コロナウイルス感染症への対応を教訓として、世界全体の感染症予防体制強化や危機に強い経済の構築を図っていくことが重要であること。

各国首脳から、3月のテレビ会議以降の各国の取組の進捗が紹介されたほか、官民を挙げた国際的な連携を通じたワクチン開発の重要性、アフリカや東南アジア、島嶼国への支援の重要性などについて意見が一致した。また、今回の事態が収束した後、各国の経済活動を安全な形で再開するための準備が重要との点についても一致した。新型コロナウイルス感染症への対応に、国際社会が一丸となった取組が求められる中、今回の会議を通じ、G7としての一致した姿勢を示すことができた。本会議においては、首脳宣言は発出されなかった。

② 第2回G20貿易・投資大臣臨時会合(テレビ会議)(2020年5月)

前回会合(2020年3月)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界経済への影響を抑えるため、貿易投資政策の観点から、G20が連携して短期的・長期的に取り組む具体的なアクションを議論するため、本年のG20議長国であるサウジアラビアの呼びかけによって、第2回G20貿易・投資大臣臨時会合がテレビ会議形式で開催され、梶山経済産業大臣と若宮外務副大臣が参加した。

会合では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、引き続き、世界経済が大きな影響を受けている現状を踏まえ、自由貿易の促進やデジタル技術の活用等による経済活動

の維持を図るため、G20 としての具体的な方策を議論し、連携して行動することの重要性を確認した。

閣僚声明では、主に以下の内容に合意した。

- ・新型コロナウイルスが貿易・投資に与える影響を緩和し、力強く、持続可能でバランスのとれた包括的成長に基づいたグローバルな経済回復の基盤を築くため、協力と連携することの決意を再確認。
- ・G20 貿易投資作業部会が準備した「新型コロナウイルスに対する世界の貿易・投資を支えるためのG20 の行動」を支持し、短期的な行動は新型コロナウイルスの影響を緩和し、長期的な行動はWTO及び多角的貿易体制に必要な改革を支え、グローバル・サプライチェーンを強靱にし、国際投資を強化。
- ・新型コロナウイルスが国際貿易・投資及びグローバル・サプライチェーンに及ぼす影響について、整理された詳細な分析を提供するために国際機関が行った共同作業を歓迎し、引き続き、投資を促進し、必須のモノやサービスの流通を図るため、各国際機関と権限の範囲内で協業していくこと。
- ・引き続き、状況を綿密に監視し、パンデミックによる貿易への影響を精査し、必要に応じて再び会合を開催。G20 貿易投資作業部会に対し、これらのアクションに最大限留意するとともに、合意したアクションの実施に関して、状況をアップデートするよう指示。

③G20 貿易・投資大臣会合（テレビ会議）（2020 年 9 月）

本年の過去 2 回の臨時会合（3 月、5 月）の成果を踏まえつつ、現下の国際貿易・投資情勢を踏まえた広範な論点について議論を行った。会合はテレビ会議形式で行われ、梶山経済産業大臣が参加した。

会合では、多国間貿易体制の維持・強化やデジタル経済に関するルール整備の加速、公平な競争条件の確保など、これまでG20 で積み上げた議論を再度扱うとともに、議長国のサウジアラビアが特に関心を持つ個別分野（中小企業の競争力強化、経済多様化の促進、国際投資の強化）の議論も行われ、議論の結果として、閣僚声明を採択した。

また、WTO改革に向けて、貿易投資作業部会の議長長の責任の下で「WTOの未来に関するリヤド・イニシアティブの下で実施した意見交換に係わる議長総括」（附属書 1）が取りまとめられ、WTO一般理事会を通じ、全ての WTO

加盟国に共有されることとなった。

今回採択された閣僚声明においては、主として、以下の旨が盛り込まれた。

- ・WTO改革について、WTOの未来に関するリヤド・イニシアティブでは、多国間貿易体制の目的と基本原則を議論・再確認し、WTO改革の議論に対する継続的な政治的支援を示すための機会を提供。
- ・デジタルについて、大阪首相宣言とつくば貿易・デジタル経済大臣声明を思い起こし、貿易とデジタル経済の接点の重要性を再確認する。
- ・公平な競争環境の確保について、過剰生産能力といった一部のセクターにおける構造的な問題が悪影響を及ぼす可能性があることを再確認する。今後も公平な競争環境を確保し、ビジネス環境を整備していく。
- ・その他、「中小企業の国際競争力強化に係るG20 政策ガイドライン」を承認、「サービス貿易に係る各国の優良事例や教訓に関する統合レポート」（附属書 3）に留意、等。

④G20 リヤド・サミット（テレビ会議）（2020 年 11 月）

2020 年 11 月に開催されたリヤド・サミットは、テレビ会議形式で開催され、菅内閣総理大臣が出席した。2 日間にわたり、新型コロナウイルスへの対応、世界経済の回復、包摂的な復興等の国際社会の主要課題について議論を行い、議論の総括として、G20 リヤド首脳宣言が発出された。菅総理大臣は、(1) 新型コロナ感染症への対応、(2) 世界経済の回復、(3) 国際的な人の往来の再開、更には(4) ポスト・コロナの国際秩序作りを、国際社会においてG20 が主導していくとのメッセージを明確に打ち出すべきと述べた。世界経済について、菅総理大臣から、まず、感染拡大防止に万全の対策を取りつつ、経済回復、人の往来再開に向けあらゆる努力を傾注する旨を述べた。その上で、コロナ危機でデジタル化加速の必要性が明確になった点に触れ、デジタル庁の設立を説明するとともに、「信頼性のある自由なデータ流通」の考え方の下、「大阪トラック」を通じて国際的なルール作りを推進していく考えを述べた。加えて、内向き志向が強まりかねない中、WTO改革などを通じ多角的貿易体制を維持・強化する必要性を指摘するとともに、より良い復興には、「質の高いインフラ投資に関するG20 原則」の普及・実践、サプライチェーン強

靱化の推進や、今回G20で合意した「共通枠組」に従い途上国の債務問題に対応する必要がある旨指摘した。

G20 リヤド首脳宣言の貿易分野では、公平な競争条件の確保に引き続き取り組むことが確認され、WTO改革や過剰生産能力等の構造的問題についても言及された。デジタル経済に関しては、昨年大阪サミットで合意されたDFFT（Data Free Flow with Trust）の重要性が確認された。

⑤ G7 英国首脳会合（テレビ会議）（2021 年 2 月）

2021 年の G7 議長国の英国の呼びかけにより G7 テレビ会議が開催され、会合後、G7 首脳声明が発出された。

菅総理大臣は、G7 首脳テレビ会議に初めて出席し、G7 首脳との間で、新型コロナに対するワクチンの公平な普及、将来の感染症への備えに向けた国際協力等について活発な意見交換を行った。G7 首脳間で、ポストコロナの国際秩序づくりにおける G7 の連携が確認された。

菅総理大臣より、就任後一貫して国民の「命」と「暮らし」を守るとの強い思いの下、経験から多くを学び、最善と考えられる対策を講じ、明らかな効果が出ていることを紹介した。ワクチンは更なる感染収束に向けた決め手であり、公平なアクセスの確保や、ワクチンの普及を加速していくことが重要である旨指摘した上で、日本は COVAX ファシリティを重視し、その途上国支援の枠組みへの拠出を増額し、合計 2 億ドルを拠出することを表明した点を強調した。

菅総理大臣より、中国との関係について主張すべきは主張し、中国側の具体的な行動を求めていくとの日本の基本的な考え方を説明した。また、東シナ海、南シナ海での一方的な現状変更の試みについての我が国の懸念についてもしっかりと伝えた。

菅総理大臣より、人類が新型コロナウイルスに打ち勝った証として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を開催する決意を述べ、安全・安心な大会を実現するために、IOC とも協力し、準備を進めていく旨発言した。日本の決意に対し、G7 首脳からの支持を得て、この点が首脳声明に明記された。

⑥ G7 貿易大臣会合（テレビ会議）（2021 年 3 月）

G7 貿易大臣会合がテレビ会議形式で行われ、日本から

は梶山経済産業大臣、茂木外務大臣が参加した。なお、G7 で貿易大臣による議論の枠組が設けられたのは今回が初である。

会合では、WTO改革、貿易を通じた気候変動対策・環境問題への貢献、医療関連物資のサプライチェーン強靱化、デジタル貿易の促進などについての議論がなされ、議長声明が発出された。

今回発出された議長声明においては、主として、以下の旨が盛り込まれ、5 月に開催される次回の貿易大臣会合において議論を深めていくこととなった。

- ・自由で公正な貿易について、多国間貿易体制の必要性を再確認し、WTO改革の議論に不可欠な政治的モメンタムを提供する。
- ・貿易の現代化について、貿易を通じた気候変動対策・環境問題に対する貢献の重要性を再確認し、持続可能なサプライチェーンの構築等に向けて議論を進める。また、医療関連物資の貿易促進及びサプライチェーン強靱化に向けた通商政策のあるべき方向性を検討する。
- ・デジタル貿易について、デジタル保護主義への反対、信頼性ある自由なデータ流通 (data free flow with trust) の重要性等に合意し、デジタル貿易に関する高い水準の原則の策定を進めることを約束する。また、デジタル貿易はWTOの新たなルール形成における重要分野であり、WTO電子商取引交渉を進める取組を強化し、第12回WTO閣僚会議までに実質的な進捗を達成することを目指す。

2. 2. アジア太平洋経済協力（APEC）

APEC（Asia-Pacific Economic Cooperation）は、日本とオーストラリアが主導して 1989 年に創設した、アジア太平洋地域の持続的発展に向けた地域協力の枠組みである。発足時には 12 であった参加国・地域は徐々に拡大し、2021 年 3 月現在では 21 か国・地域が参加しており、世界全体の GDP の約 6 割、世界貿易額の約 5 割、世界人口の約 4 割を占めている。アジア太平洋地域における自由で開かれた貿易・投資の実現に向けて、ビジネス活動の円滑化や経済・技術協力などの取組を推進している。

APEC は、参加国・地域の自主性を重んじ、域外に対しても貿易・投資の自由化・円滑化の成果を分け合うことを目的とした「開かれた地域主義（open regionalism）」

を標榜しており、また、USMCA (United States Mexico Canada Agreement : 米国・メキシコ・カナダ協定) 諸国、ASEAN 7 か国、ロシア、中南米をも含む広範な地域をカバーしていることから、地域統合間の連携としての側面も持っている。

(参考) 2021 年 3 月現在の APEC メンバー

(※は発足時の 12 メンバー)

- ・ASEAN (フィリピン※、インドネシア※、マレーシア※、タイ※、シンガポール※、ブルネイ※、ベトナム)
- ・米州 (米国※、カナダ※、メキシコ、チリ、ペルー)
- ・オセアニア (オーストラリア※、ニュージーランド※、パプアニューギニア)
- ・その他 (日本※、韓国※、中国、中国香港、チャイニーズ・タイペイ、ロシア)

(1) APEC 貿易担当大臣会合

梶山経済産業大臣は、2020 年 7 月 25 日、テレビ会議形式で開催された APEC 貿易大臣会合 (MRT) に参加した。新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応として、APEC が行う取組や経済回復のための道筋について議論を行い、声明を採択するとともに、「必要不可欠な物品の流れの円滑化に関する宣言」を発出した。今回採択された声明の主な内容は、以下のとおり。

- ・経済回復を推進するために、自由で、公正で、無差別的で、透明性のある、予見可能な貿易・投資環境の重要性を認識。
- ・市場の予見可能性を高め、ビジネスの信頼を可能にし、貿易の流れを強化する、透明性のある、無差別的で、WTO で合意されたルールの重要性を強調するとともに、WTO の役割を認識しながら、WTO の機能を改善し、必要な改革を支持するために行動が必要であることに同意。
- ・COVID-19 に対処するための措置が、的を絞り、目的に照らし相応かつ透明性があり、一時的で、貿易の不必要な障壁又はグローバル・サプライチェーン分断を生み出さず、かつ WTO ルールに整合的であることを確保することにコミット。
- ・「必要不可欠な物品の流れの円滑化に関する宣言」に満足。また、必要不可欠な物品の貿易を制限する非関税障壁を削減するための議論の必要性を認識するとともに、

人々の必要不可欠な越境移動を容易にする方法を共有し、模索することへのコミットメントを再確認。「人々の必要不可欠な越境移動円滑化に関する措置のレビュー提案」は心強い。

- ・情報交換のためのデジタルプラットフォームを設立することを目指し、この分野の作業を優先することを高級実務者に要請し、また、このプラットフォームの早期の実現を期待。
- ・APEC が多角的貿易体制を支持し続けることに対する APEC ビジネス諮問委員会からの要請を認識するとともに、第 12 回 WTO 閣僚会議につながるものを含め、WTO の課題に対する継続的で建設的な関与を奨励。
- ・サプライチェーンの強靱性を高め、電子商取引を含む、切れ目ない越境ビジネスを可能にするデジタルソリューションを採用することを奨励するとともに、デジタル経済の可能性を最大限に活用することで、データの流通を円滑にし、デジタル取引における消費者とビジネスの信頼性を高める協力の重要性を認識。

(2) 閣僚会議・首脳会議

2020 年 11 月 16 日、マレーシアのアズミン・アリ国際貿易・産業大臣の議長のもと、テレビ会議形式で APEC 閣僚会議が開催され、梶山経済産業大臣及び江島副大臣が出席した。

会議では、「貿易・投資の説明方法の改善」、「包摂性、デジタル経済、革新的な持続可能性」のテーマを中心に、新型コロナウイルス感染症への影響への対応、収束後の地域経済回復を見据えた国際協調とともに、2040 年に向けて APEC 地域が目指す方向性を定める新たなビジョン※について議論を行い、議論の結果として、閣僚共同声明を採択した。

今回採択された閣僚共同声明の主な内容は、以下のとおり。

① 新型コロナウイルス

- ・新型コロナウイルス感染症が、アジア太平洋地域及び世界経済全体に深刻な影響を与えたことを認識する。必要不可欠な物品及びサービスの越境移動を促進し、また、ウイルスの拡散を防ぐ努力を阻害することなく人々の必要不可欠な越境移動を促進する方策を探求するため、協働することにコミットする。

② 新たなビジョン

- ・ボゴール目標を土台とした、新たなAPECのビジョンに係る作業の完了を歓迎する。

③ 貿易・投資

- ・自由で、開かれた、公正で、無差別で、透明性のある、予見可能な貿易・投資環境の重要性を認識する。
- ・WTOの合意されたルールの重要性を確認する。WTOの機能改善のための改革を支持し、WTOの課題に建設的に関与する。多角的貿易体制の継続的支持に対するAPECビジネス諮問委員会（ABAC）からAPECへの要請に留意する。

④ デジタル経済・技術

- ・新型コロナウイルス感染症は経済成長維持のためのDX、デジタル経済、デジタル技術の役割を強調。データの流通を促進し、デジタル取引に対する消費者及びビジネスの信頼を強化することに関する協力の重要性を認識する。

⑤ 経済・技術協力

- ・低炭素で気候変動に強靱なグリーン成長、地域の経済的繁栄及び健全な地球の間の相互依存を理解し、持続可能な開発を達成し気候変動、異常気象及び自然災害を含む全ての環境上の課題に対処する我々の努力を補完する経済政策を実現するために、経済・技術協力を強化する。
- ・よりクリーンなエネルギーへの移行を推し進め、持続可能な経済成長を支え、力強く包摂的な経済回復を達成する、エネルギー安全保障、エネルギー強靱性及び多様な燃料と技術を使用する低廉で信頼できるエネルギーへのアクセスを提供することの必要不可欠な役割を認識する。
- ・デジタル技術を向上させ、継ぎ目のない連結性を促進し、関連するAPECの作業に基づく質の高いインフラを開発し、貿易円滑化を促進し、サプライチェーンの強靱性を強化し、人の移動に関する協力を促進することを期待する。

2. 3. 経済協力開発機構（OECD）

（1）沿革

第二次大戦後の欧州各国の深刻な経済的混乱を救済すべきとの米国マーシャル国務長官の提案を契機として、1948年4月、欧州の16か国でOEEC（欧州経済協力機構）が発足した。その後1961年9月に米国及びカナダが加わり、世界的視野に立った国際機関としてのOECD（経済協力開発機構）へ発展的に改組。我が国は1964年に21か国目として加盟。2020年現在、37か国が加盟。

※OECD加盟国：イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、エストニア、スロベニア、日本、米国、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、韓国、チリ、イスラエル、ラトビア、リトアニア、コロンビア、コスタリカ

OECDの目的は、加盟国間の自由な意見交換及びピアレビュー、統計の整備等を通じて、[a]経済成長、[b]貿易自由化、[c]途上国支援、の3点に貢献すること（OECDの三大目的）である。理事会の下、政策分野毎の約30の委員会で議論が行われるとともに、閣僚理事会が年1回開催される。2020年度においては新型コロナウイルスの影響により延期され、10月に実施された。

（2）閣僚理事会

（ア）概要

2020年10月28日～29日、OECD閣僚理事会（議長国：スペイン、副議長国：日本、チリ、ニュージーランド）がテレビ会議形式で開催され、我が国からは菅総理が開会セッションでビデオメッセージを発信したほか、西村経済財政政策担当大臣、鷲尾外務副大臣、宗清経済産業大臣政務官（役職はいずれも当時）が出席。宗清政務官は貿易・投資関連セッションに参加し、コロナ危機からの回復を通じて「デジタル」、「公平場グローバル環境」、「持続可能性」に代表される新たな経済社会システムを早急に構築する必要性を指摘。今後OECD加盟国が注力すべきアクションとして、①DFFT（信頼性のある自由なデータ流通の実現）の重要性を踏まえ、データへの「ガバメントアクセ

スの共通原則」策定や「デジタル貿易インベントリ」プロジェクトを通じて大阪トラックを推進し、デジタル経済のルール作りを進めること、②公平な競争条件の確保の重要性を踏まえ、鉄鋼過剰生産能力への対応に向けた協力を強化することなどを発信した。

(イ) 主な論点

2020 年の閣僚理事会のテーマは「強力、強靱、グリーン、包摂的な回復への軌道」。新型コロナウイルス感染症の感染拡大からの回復を目指し、経済活動の本格的な再開や、より強じんな経済社会の構築に向けた統合的なアプローチ、貿易投資の役割や国際経済の協力など、幅広い観点から活発な議論が実施され、我が国も副議長国としてリード。議論の成果として閣僚声明が発出され、持続可能で質の高いインフラを促進することの重要性や、D F F T によるデジタル経済の変革の可能性を活用するためにコミットする旨が言及された。

3. 世界貿易機関（WTO）

3. 1. 多角的自由貿易体制の要としての世界貿易機関（WTO）

1930 年代に蔓延した保護主義が第二次世界大戦の一因となったとの反省から、多国間の貿易自由化を目指し、1948 年に、最恵国待遇・内国民待遇を大原則とする G A T T（関税及び貿易に関する一般協定）が発効した。G A T T 締約国は、数次のラウンド交渉¹を含む 8 度の多角的交渉を経て、相当程度の関税削減及び関税以外の貿易関連ルールの整備を実現し、1995 年には、G A T T を発展的に改組して WTO（世界貿易機関）を設立した。

2021 年 3 月現在、164 か国が加盟する WTO は、①交渉（ラウンド交渉などによる WTO 協定の改定、関税削減交渉）、②監視（多国間の監視による保護主義的措置の抑止）、③紛争解決（WTO 紛争解決手続による貿易紛争の解決）の機能を有する。しかし、WTO が設立されてから四半世紀が経過し、その間の新興国の台頭や産業構造の変化により、WTO は現状の貿易を取り巻く問題に十分に対応できていないとの批判があり、一部の国による一方的な貿易制限措置や対抗措置の誘因の一つになっている。このため、

保護主義を抑止し、自由で開かれた貿易体制を維持するためにも、WTO の機能改善に向けた「WTO 改革」の機運が高まっている。

①WTO の交渉機能については、2001 年、WTO 設立後のラウンド交渉として「ドーハ開発アジェンダ」が立ち上げられ、現在に至るまで交渉が継続されている。全ての加盟国によるラウンド交渉が進まない中、情報技術協定（I T A）拡大や電子商取引交渉といった有志国による個別ルール・分野毎の複数国間（プルリ）交渉が積極的に行われてきた。②WTO の監視機能は、多国間の監視により保護主義を抑止するものだが、より効果的な監視メカニズムの構築が求められる。③WTO の紛争解決機能は、二国間の貿易紛争を政治化させることなく中立的な準司法的手続によって解決するシステムである。新興国を含め、紛争解決手続の活用件数が増加している。我が国もルール不整合である他国の措置による自国の不利益を解消し、先例の蓄積によってルールを明確化させることを目指し積極的に活用している。しかし、上級委員会による判例を通じたルール形成等を米国が問題視し、上級委員の選任を阻止し、2019 年 12 月に機能停止に陥った。紛争解決機能の維持・適正化が急務である。

本節では、ドーハ・ラウンド交渉の状況、情報技術協定（I T A）拡大交渉、環境物品協定（E G A）交渉、新たなサービス協定（T i S A）交渉といったラウンド外の複数国間（プルリ）交渉のほか、新たな課題への取組、保護主義抑止に向けた取組、WTO 協定の実施、紛争解決手続きを概観する。

(ア) ドーハ・ラウンド交渉（多角的交渉の推進）

2001 年にカタールのドーハで行われた第 4 回 WTO 閣僚会議において立ち上げが宣言されたドーハ開発アジェンダ（以下「ドーハ・ラウンド」）（第 1 図）は、製品の貿易自由化のみならず、サービス貿易、アンチ・ダンピングなどの貿易ルール、環境、途上国問題も含んでおり、グローバル化や I T 化が進んだ新たな時代の要請に対応した幅広い分野を扱っていることが特徴である（第 2 図）。日本にとって本ラウンドの推進は、1. 他の先進国及び主要途上国の関税を削減する、2. 我が国サービス産業

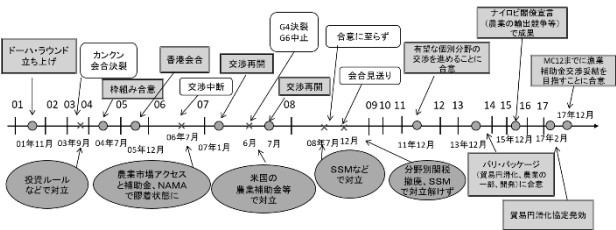
¹ 1960 年に開始された第 5 回交渉（ディロン・ラウンド）以降、多角的交渉は「〇〇ラウンド」と呼ばれる。

の海外市場への参入を容易にする、3. 通商ルール強化により予見可能性を高め、通商紛争を予防する、4. 加盟国・地域の国内構造改革を推進するきっかけとなる、等の意義がある。

ラウンド交渉は、経済発展段階や利益・関心の異なる加盟国・地域間での合意を目指すという、複雑かつ困難なものである。先のウルグアイ・ラウンドでは8年間の歳月をかけ、一進一退を繰り返しつつ、関係者の粘り強い交渉により合意が達成された。ドーハ・ラウンドは、2008年7月の閣僚会合の決裂以後、先進国と新興途上国の対立により交渉が停滞し、2011年12月の第8回WTO閣僚会議では、議長総括における「政治ガイダンスの要素」として、ドーハ・ラウンドについて、近い将来の一括受諾の見通しが無いことを認めつつも、「新たなアプローチ」を見出す必要性を共有し、進展が可能な分野で、先行合意を含め議論を進めることが合意された。

その後の交渉を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発が進展可能な分野であるとの共通認識が形成され、2013年12月にインドネシア・バリで開催された第9回WTO閣僚会議（MC9）において精力的な交渉の結果、WTO設立後初のマルチ協定である貿易円滑化協定を含むバリ・パッケージが合意された。

第1図 ドーハ・ラウンド交渉の経緯



資料：経済産業省作成

第2図 ドーハ・ラウンド一括受諾の交渉項目と

主要論点²

農業	関税・国内補助金の削減、輸出補助金の撤廃等
NAMA (非農産品市場アクセス)	関税削減(スイス・フォーミュラ、分野別関税撤廃)、非関税障壁の撤廃
サービス	外資規制の削減等の自由化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
ルール	アンチ・ダンピングの規律強化、補助金の規律強化、漁業補助金の規律導入
貿易円滑化	貿易手続の簡素化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
開発	途上国に対する特別な取扱い(S & D)
TRIPS (知的所有権)	ワイン・スピリッツの地理的表示(GI) 多国間通報登録制度
貿易と環境	環境関連の物品・サービスに係る貿易の自由化・円滑化

資料：経済産業省作成

2015年12月にケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議（MC10）においては、農業の輸出競争（輸出補助金撤廃、輸出信用の規律強化等）、開発分野で合意を得るとともに、ITA拡大交渉の妥結をみた（詳細後述）。ドーハ・ラウンドの今後の扱い及び新たな課題への取組については、最終的に見解は一致せず、閣僚宣言にドーハ・ラウンド交渉継続の可否に関して両論併記され、また時代に即した新たな課題への取組（詳細後述）の有無についても、同様に両論併記された。

第11回WTO閣僚会議（MC11）は2017年12月にアルゼンチンのブエノスアイレスで行われた。成果文書については、閣僚会議の最終日まで参加閣僚による交渉が行われたが、閣僚宣言はまとまらず、議長声明の発出にとどまった。また、農業についても、今後の交渉の進め方を含め

² ラウンド立ち上げ当初は、投資、競争、貿易円滑化、政府調達等の透明性のいわゆる「シンガポール・イシュー」が検討の対象として含まれていたが、カンクン閣僚会議で貿易円滑化のみにつき交渉を始めることとされた。

合意を得ることはできず、先進国、途上国等立場が異なる多くの国の全会一致による合意の難しさが閣僚会議の場においても示された形となった。そうした中でも、各加盟国からはWTOに関与し続ける姿勢は示され、全加盟国での目立った成果は出せなかったものの、漁業補助金について、第12回閣僚会議（MC12）に向けて議論を継続することとなった。また、電子商取引、中小企業（MSMEs）、投資円滑化といった新しい課題について、今後のWTOにおける議論を後押しする有志国の共同声明が発出された。

なお、MC11のマージンで、第1回日米欧三極貿易大臣会合が開催され、日本、米国、EUの三極が連携し、第三国による市場歪曲的な措置に対処していくことに合意した。直近では、2020年1月にワシントンDCで第7回会合が開催され、産業補助金ルール強化、強制技術移転、市場志向条件、WTO改革（通報制度改革・電子商取引等）について議論が行われた。

（イ）ITA（情報技術協定）拡大交渉

（A）拡大交渉の背景

ITA（情報技術協定）は、IT製品144品目（HS6桁ベース：附属書A³掲載品目のみ）について、ITA参加メンバーの当該品目の譲許税率を撤廃する取決めであり、1996年12月のシンガポールWTO閣僚会議の際に日米EU韓など29メンバーで合意し、1997年に発効した。その後の参加国拡大の結果、2021年3月現在、ITA対象製品の世界貿易総額の97%以上を占める82メンバー（中国、インド、タイ含む。）が協定に参加している（メキシコ、ブラジル、南アフリカ等は未参加。）。ITAは世界貿易総額の約15%（5.3兆ドル（2013年））の関税撤廃に貢献している。主な対象品目は、半導体、コンピュータ、通信機器、半導体製造装置等である。

他方、IT製品の技術進歩は早く、その後、ITAの品目リストの拡大と対象範囲の明確化に対する各メンバーの産業界から期待が高まっていった。

ITA拡大交渉は、具体的には、技術進歩により高機能化、デジタル化している医療機器やデジタルビデオカメラ、高機能化・多機能化した新型集積回路等を新たにITAの対象とする品目リストの拡大や、範囲を巡って過去にWT

Oの紛争解決手続に付託されたこともある、ITAの対象等（現行協定の附属書Bから附属書Aへの移行を含む）の明確化を目的としていた。

（B）拡大交渉立ち上げまでの経緯

2011年3月に、日本、米国、韓国、台湾等、17メンバー39業界団体（その後、同年5月に18メンバー41団体）がITA拡大を要請する共同声明を発表した。これを受け、ITAの主要参加国がほぼ全て参加するAPECで、日米が連携してWTOでのITA拡大交渉に向けた機運の醸成を開始した。具体的には、2011年11月のAPECホノルル首脳会議で、「APECエコノミーが品目及びメンバーシップ拡大に向けた交渉開始にリーダーシップを発揮していく」旨に合意した。このAPEC首脳宣言を受けて、日米連携の下、2012年前半の交渉開始を目指して協定参加メンバー間の意見調整を行ったが、EUは関税交渉と非関税障壁交渉をリンクさせてITA拡大交渉を行うべきと強く主張した。ドーハ・ラウンドが停滞する中、産業界の期待に応え、WTOが迅速に結果を出すためには、関税交渉に集中すべきと主張する日米等各メンバーとの間で協議が続いたが、最終的には関税交渉と非関税障壁交渉を切り離すことでEUも合意し、交渉立ち上げの道筋ができた。

2012年5月には、日本、米国等が共同で拡大交渉の開始を呼びかけるコンセプトペーパーをWTOに提出し、5月14日のITA15周年記念シンポジウムの翌日に開催されたITA委員会公式会合で、ITA拡大及びそのための作業を開始していくことに各国の強い支持があり、実質的な交渉が開始された。

（C）拡大交渉妥結までの経緯

交渉立ち上げ以降、月に1回の頻度で交渉会合がジュネーブで開催され「品目候補リスト」の作成が進み、2012年秋からは、フィリピン、シンガポール、中国が参加し、品目候補の絞り込みが始まったが、中国が多くの対象品目の除外を主張したため、交渉はしばしば中断された。

2014年11月のAPEC北京首脳会議の際に行われた米中首脳会談における米中間の対象品目合意の後、2015年7月、交渉参加メンバーは拡大対象品目201品目（新型半

³ ITA対象品目のリストは、附属書A（対象品目がHSによって特定されている品目）と、附属書B（関税分類にかかわらず対象とされる品目リスト）で構成されている。

導体、半導体製造装置、デジタル複合機・印刷機、デジタルAV機器、医療機器等)に合意し、同月、関税撤廃期間や実施スケジュール等の合意に関する宣言文とともに、WTO一般理事会で報告・公表された。

2015年9月からは、我が国がITA拡大交渉の議長を務め、個別の対象品目の関税撤廃期間等に関する交渉を実施。2015年12月、ケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議(MC10)において、林経済産業大臣(当時)が議長を務め、対象品目の世界貿易額の90%以上をカバーする、53メンバー(EU加盟国28か国(当時)を含む)で交渉妥結に至った。

201 対象品目の全世界貿易額は年間1.3兆ドルを上回り、世界の貿易総額の約10%に相当し、日本からの201対象品目の対世界輸出額は約9兆円(日本の総輸出額約73兆円の約12%)輸出先での関税削減額は約1700億円とされた。(交渉当時2014年の貿易データを基に試算)

2021年3月末現在、55メンバーが協定に参加している。

(ウ)EGA(環境物品協定)交渉

(A)議論の背景

2001年のドーハ閣僚宣言において、「環境関連物品及びサービスに係る関税及び非関税障壁の撤廃及び削減」に関する交渉の立ち上げと、貿易と環境に関する委員会特別合合(CTESS)の設置が盛り込まれ、これを受けて、CTESSにおいて関税削減・撤廃の対象となる環境物品リストに関する議論が行われてきた。

その後、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中で、APECに場を移して環境物品の関税削減・撤廃が議論された。2011年11月のAPECホノルル首脳会議で、2015年末までに対象物品の実効関税率を5%以下に削減する旨合意され、2012年9月のAPECウラジオストク首脳会議で、その対象品目として54品目に合意した。

(B)交渉立ち上げまでの経緯

APECで環境物品54品目の関税削減が合意されたことを受け、2012年11月、環境物品の自由化推進国で形成する「環境フレンズ」国(日本、米国、EU、韓国、台湾、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー)は、WTOでの今後の環境物品自由化の交渉の進め方についての議論を開始した。

2013年6月には、米国が「気候変動に関する大統領行動計画」を発表。その中で、APEC環境物品リストを基に、

WTOにおいて、太陽光、風力、水力、地熱などクリーンエネルギー技術を含んだ環境物品の貿易自由化に向けた交渉を立ち上げることを、今後1年間で当該品目の世界貿易シェアの90%を占める国の参加を目指すこと等に言及した。

その後、2013年10月のAPECバリ首脳会議において、APEC環境物品リストを基にWTOで前進する機会を探求する旨合意したことを受け、ジュネーブにおける議論が加速した。そして、2014年1月に、ダボスのWTO非公式閣僚会合の開催にあわせて、米国が主導して、有志の14メンバー(日本、米国、EU、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、コスタリカ)が、WTOにおける環境物品交渉の立ち上げに向けた声明を発表した。

2014年7月に、有志の14メンバーで環境物品交渉を立ち上げ、APECで合意した54品目より幅広い品目で関税撤廃を目指すことを確認した。

(C)交渉の現状

2014年7月以降、2か月に1~2回のペースで交渉会合がジュネーブで開催され、2015年4月以降、積み上げが行なわれた品目について、環境クレディビリティの観点から議論が行なわれ、対象品目の絞り込み作業が進められた。

2015年1月からはイスラエルが、3月からはトルコ及びアイスランドが交渉に加わり、同年11月の交渉会合では、同年12月のケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議(MC10)での品目合意を目指し議論が行なわれたものの、合意には至らなかった。

2016年5月のG7伊勢志摩サミット、6月のOECD閣僚理事会の-marginでの閣僚級会合を経て、同年9月のG20首脳会合までの妥結を目指す方向で合意した。

2016年7月、G20上海貿易大臣会合の-marginで、交渉参加10メンバーの閣僚級会合が開催された。G20貿易大臣会合声明において「9月の杭州サミットまでに着地点に達した上で、本年末までに行なわれるEGA閣僚級会合で妥結することを目指す」ことに、中国を含む形で合意した。

2016年9月、G20杭州サミット首脳宣言において、「交渉の着地点に到達したことを歓迎し、参加国の核心的な懸念に対処する効果的な方法を見出した上で、残された懸隔を埋め、幅広い環境物品に対する関税撤廃を追求する野心

的な未来志向のE G Aを2016年末までに妥結するための努力を倍加する」との目標が再確認されたことを踏まえ、2016年12月に妥結を目指し閣僚会合を開催した。しかし同会合では対象品目に関する立場の懸隔が埋まらず、妥結には至らなかった。

今後の交渉スケジュールは未定だが、我が国としては、2017年8月にE G A北京シンポジウムを主催するなど早期交渉再開のモメンタム醸成に取り組んでおり、日本企業の競争力強化、地球環境問題への貢献、交渉の場としてのWTOの再活性化という観点から、引き続き交渉の早期妥結を目指し、本交渉の推進に、関係メンバーと連携しつつ積極的に取り組んでいく。なお、2021年3月末現在で46メンバー（E U 27カ国を含む）が参加している。

（エ）T i S A（新たなサービス貿易協定）交渉

1995年のG A T S発効から長期間が経過し、この間にインターネットの普及をはじめとする技術革新の影響を受け、サービスの提供・消費の態様が大きく変化してきていることを背景に、WTOにおいても状況変化に対応した約束表の改訂や新たなルールの策定が求められてきた。しかしながら、ドーハ・ラウンドが膠着し、急速な進展が見込めない状況となり、各国はF T A/E P Aの締結等を通じてサービス貿易の自由化を推進してきた。

こうした中、2011年12月に開催された第8回WTO閣僚会議では、1. 途上国が強く支持するドーハ開発アジェンダは打ち切らない一方、2. 一括妥結は当面実現不可能であることを認め、部分合意、先行合意等の可能な成果を積み上げる「新たなアプローチ」を試みることで一致した。

これを受け、2012年初頭から、「新たなアプローチ」の一環として、有志国・地域によるサービス貿易自由化を目的とした新たな協定の策定に関する議論が開始された。2012年7月5日には、交渉のモメンタムの維持・拡大、有志国・地域以外の国々に対する透明性の確保と議論への参加の奨励を目的として、それまでの約半年間の議論で方向性の一致したものを取りまとめたメディア・リリース「サービス貿易交渉の進展」が公表された。日本を含む有志国・地域は、自由化の約束方法、新たなルールなど、21世紀にふさわしい新たなサービス貿易協定に向けた議論を重ね、

2013年6月には、本格的な交渉段階に移ったことを確認する共同発表を行い⁴、2か月に1回程度の頻度で交渉を行ってきた。2016年1月のT i S A非公式閣僚会合で、2016年中の交渉妥結を目標として交渉を加速化することで一致し交渉が行われたが、議論の収束には至らなかった。2016年12月末現在のメンバーは、23か国・地域（日本、米国、E U、豪州、カナダ、韓国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン及びモーリシャス）である。

（オ）貿易円滑化協定

貿易円滑化協定は、貿易取引の時間とコストを削減し、貿易・投資の拡大を通じた経済の成長・発展を目指す協定である。ドーハ・ラウンド交渉の成果であり、1995年のWTO設立以来はじめて全加盟国が参加して作成された新協定である。

貿易円滑化協定は2004年11月にドーハ・ラウンド交渉の一分野として交渉が開始され、2013年12月第9回WTO閣僚会議でバリ合意の一部として採択された。2014年11月には全加盟国が参加するWTO一般理事会で貿易円滑化協定をWTO協定に追加するための改定議定書が採択された。その後2017年2月、WTO全加盟国（164加盟国）の3分の2（110加盟国）の受諾により発効に至った。

貿易円滑化協定は、貿易規則の透明性の向上に関する措置、税関手続きの迅速化・簡素化に関する措置、途上国に対する優遇措置及び能力構築などを内容とする。WTOによれば、協定の完全な実施により、加盟国の貿易コストは平均14.3%減少すると試算されている。さらに、貿易円滑化協定は貿易・投資の拡大に加え多角的貿易体制の強化にも資するものであり、協定に含まれる条項がすべての加盟国で完全に実施されるよう、我が国としても積極的な働きかけを行っている。

（カ）新たな課題への取組

第10回WTO閣僚会議（MC10）の閣僚宣言において「新たな課題」への取組みを求める立場が初めて明記され

⁴外務省 HP (https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000387.html) 参照。

たことを受け、電子商取引、MSMEs、投資円滑化といった新たな課題に関する議論が開始された。第11回WTO閣僚会議（MC11）では、これらの課題に関し、有志国による共同声明が発出され、WTOでの議論を進めていくことが確認された。特に電子商取引については、同閣僚会議の機会に、我が国の主導により、豪州、シンガポールと共にWTOにおける電子商取引の議論を積極的に進めるべきとの意思を共有する国を集めた有志国閣僚会合を開催し、71のWTO加盟国が参加する共同声明の発出に至った。2019年1月には、ダボスで非公式閣僚会合を開催し、中国やUAE等も新規に参加した中、76の加盟国で共同声明を発出し、高いレベルのルール作りを目指し交渉を開始する意思を確認した。同年6月のG20大阪サミットの機会には、我が国が「デジタル経済に関する首脳特別イベント」を主催し、米国、EU中国など27か国・地域为首脳及びWTOを始めとする国際機関の長が出席した。デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていく「大阪トラック」を立ち上げる旨の「デジタル経済に関する大阪宣言」が発出され、WTO電子商取引有志国イニシアティブに参加する78か国・地域とともに、WTO電子商取引交渉について、第12回WTO閣僚会議（MC12）までに実質的な進捗を得ることを目指すことに合意した。2020年12月には、これまでの成果を統合交渉テキストとして取りまとめ、共同議長報告を公表した。特に、データ関連規律について、高い水準かつ商業的に意義のある成果のための鍵として2021年前期から議論を強化することが明記された。なお、2021年3月現在、86の加盟国がWTO電子商取引交渉に参加している。

2020年11月、環境への関心の高まりを背景に、MC12に向け、日本を含む53か国・地域が貿易と環境問題に関する様々な論点を議論していく「貿易と環境持続可能性に関する構造的ディスカッション」（TESSD）を立ち上げる提案を行い、2021年、WTOにおける議論を開始した。同年3月には、日本より、温室効果ガス削減に資する製品・技術の普及を円滑化するため、関税撤廃や規制面に関するルール作り、途上国の能力構築を柱とした提案をTESSDにおいて行った。

（キ）新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を踏まえ、我

が国やカナダ、EUなどが参加するオタワグループの2020年6月の閣僚級会合では、現在及び将来の危機に備え、医療関連製品の貿易円滑化に向けた検討を進めることに合意した。同年11月のオタワグループ閣僚級会合で、必要不可欠な医療関連物資を確保するために各国が取るべき行動として、輸出規制の規律強化、コロナ関連の必需品の一時的な関税削減・撤廃への努力（関税撤廃・削減の範囲や実施方法は各国が自由に決定）、貿易円滑化に関する基準分野でのベストプラクティスの共有、コロナショックに対処するための貿易関連措置の透明性向上等を盛り込んだ「貿易と保健イニシアティブ」を取りまとめ、翌12月の一般理事会に提出した。その後も、MC12における閣僚宣言としての採択を目指し、内容の改訂や参加国の拡大に取り組んだ。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連するWTOにおける他の取組としては、2020年10月、インド及び南アフリカ3からTRIPS理事会に対し、新型コロナウイルス感染症の予防、封じ込め及び治療のために、同感染症対策関連の医療品（治療薬、ワクチン、診断キット、マスク、人工呼吸器等）へのタイムリーなアクセスを可能とすることを目的として、TRIPS協定上の一部の義務（著作権、意匠、特許、非開示情報の保護と、それらの権利行使に関する義務）を当面免除することを一般理事会において決定すべき旨の提案がなされた。同年10月の通常会合以降、累次の公式及び非公式のTRIPS理事会が開催され、依然として議論は継続中である。共同提案国、インドネシア、スリランカ等の賛成国に対し、我が国、米国、EU、英国、カナダ、豪州、ブラジル、チリ、エクアドル等は、知的財産保護の重要性を主張し、懸念を表明している。これらの加盟国・地域からは、例えば①知的財産はワクチン・治療薬等へのアクセスの障害とはなっていない、②ワクチン等の生産には開発企業による営業秘密・ノウハウの技術移転が不可欠なところ、仮に知的財産の保護義務を免除したとしても、各国での自主的な生産は困難であり、むしろ企業間の円滑な技術移転に逆効果、③将来のパンデミックに備えるためにも研究開発を促す知的財産の保護は重要、等の主張がなされている。また、少なくとも数の国が立場を保留しており、合意の見通しは立っていない（2021年3月時点）。

（ク）紛争解決手続に付託して解決を図っている事案

我が国は、WTO協定に違反する外国政府の政策・措置について、二国間交渉やWTO紛争解決手続等、あらゆる機会を通じてその是正を図っている。我が国が当事国としてWTO紛争解決手続に付託し、解決を図っている最近の事例は以下のとおりである。

(A) 韓国の日本製空気圧伝送用バルブに対するAD措置

2014年2月、韓国政府は韓国国内企業からの申請を受けて、日本からの空気圧伝送用バルブに対するAD調査を開始した。2015年1月、韓国政府は、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとしてAD税を賦課する最終決定を行い、同年8月に課税を開始した。

本件において、韓国側は、輸入品が国内品の価格に対して影響を与えていることに関する説得的な説明を行っておらず、ダンピングによる国内産業への損害及び因果関係の認定上の瑕疵があり、また、重要事実開示等の調査手続上の瑕疵があると考えられ、韓国の本件AD措置は、AD協定に違反する。

我が国は韓国政府に対し、二国間の対話による解決を図ってきたが、解決に至らなかったため、2016年3月、本件AD措置について、WTO協定に基づく二国間協議要請を行い、WTO紛争解決手続が開始された。2019年9月に公表された上級委員会報告書は、日本の核となる主張を認め、韓国AD措置をWTO協定不整合と認定し、韓国に対し措置の是正を勧告した。

同年10月、韓国は履行の意思を表明し、日本との間で、違反措置について、2020年5月30日までに是正することで合意した。

2020年5月時点では、韓国は協定違反を全て是正したと称し、いったんは措置の継続を表明した。しかし、同年8月、措置の当初期間が満了したという理由で、本件AD措置を撤廃した。

(B) インドの日本製熱延鋼板に対するセーフガード措置

インド政府は2015年9月、熱延鋼板に対するセーフガード調査を開始し、その2日後暫定措置を発動する旨の決定を行い暫定措置による課税を開始した。2016年3月、インド政府は熱延鋼板の輸入増加及び国内産業への損害のおそれ等を認定する最終答申を行い、これを受けて暫定措置の開始から起算して2年6か月間のセーフガード措置を発動する旨の官報告示を行った。

WTO協定上のセーフガードの発動要件として、輸入の増加が「GATTに基づいて負う義務の効果」として生じていることが必要であるが、インドの最終報告書において、その義務の効果により輸入が増加したとの適切な認定がされていない。

また、日本はインドとの間に日本・インド包括的経済連携協定（日印CEPA）を締結しており、当該品目の関税を引き下げている。しかし、日印CEPAに基づく関税譲許の義務は、上記GATT19条1項(a)の規定する「GATTに基づいて負う義務」ではないため、WTO協定上のセーフガードを発動するための調査において、日印CEPAによる関税譲許の効果として生じている輸入増加を考慮してはならないと考えられる。

さらに、インドの調査報告書において、中国の過剰生産やインド国内での需要増加等の事実をGATT19条1項(a)に規定する「事情の予見されなかった発展」として認定しているが、これらの事実は単なる需給関係の変化であって予見の範囲内であると考えられる。また、先例上、国産品と輸入品の競争条件について国産品にのみ不利な変更を生じさせるようなものでなければならぬと解釈されているところ、インドの述べる事実は輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生じさせるものではないため、「事情の予見されなかった発展」には該当しないと考えられる。

加えて、セーフガードを適切に発動するためには、GATT19条1項(a)やSG協定上の実体要件・手続要件を満たす必要があるが、これら要件の多くも適切に満たしていないと考えられる。

以上のように、インド当局は上記発動要件を適切に認定しておらず、本措置はGATT19条1項(a)やSG協定に不整合であると考えられる。

我が国は、2015年9月の調査開始以降、インドの本件措置に関し、意見書の提出及び公聴会への参加等を通じWTO協定への抵触の可能性を指摘してきた。しかしながら、本措置の撤廃の動きが見られなかったことから、2016年12月、我が国はインドに対してWTO協定に基づく二国間協議要請を行った。二国間協議は2017年2月に実施されたが、熱延鋼板のセーフガードについては協議による解決に至らなかったため、同年3月にパネル設置を要請し、同年4月にパネルが設置された。2018年11月、パネルは

我が国の主張をほぼ受け入れ、本措置は協定に非整合的であると判断した。インドはパネルの判断を不服として2018年12月14日に上訴し、現在は上級委員会手続が進められている。

(C) 韓国の日本製ステンレス棒鋼に対するAD措置

2016年6月、韓国政府は、日本からのステンレススチール棒鋼に対する第3次サンセットレビューを開始し、2017年6月、3年間課税措置を延長する旨の決定をした。

AD協定第11.3条は、AD課税はその賦課の日又は最新の見直しの日から5年以内に撤廃することを原則とし、例外的にAD措置の継続が許容されるためには、AD税の撤廃がダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす可能性が必要であることを規定する。本件では、日本産輸入品は特殊用途向け製品が多く、他方で、韓国の国内産品や同じく調査対象国であるインドからの輸入品は汎用向け製品が多く、日本産輸入品は韓国産品に対して重大な損害を与えるような競争関係になく、また、韓国市場には中国等からの低価格輸入が大量に存在しているところ、日本産輸入品に対するAD課税の撤廃により、韓国国内産業への損害が再発する可能性があるとする認定には瑕疵があり、AD協定第11.3条に違反する。

我が国は、2018年6月、WTO協定に基づく二国間協議要請を行い、同年8月、二国間協議を実施したが、韓国側から措置撤廃に向けた見通しが示されないことから、同年9月、WTO協定に基づくパネル設置要請を行い、同年10月にパネルが設置された。

2020年11月に発出されたパネル報告書は、日本産輸入品が韓国産品より相当程度高価であることや中国等からの低価格輸入が大量に存在していることが適切に考慮されていないため、日本産輸入品に対するAD課税の撤廃により、韓国国内産業への損害が再発する可能性があるとする認定に瑕疵があり、AD協定第11.3条に違反すると判示した。また、日本生産者に輸出余力があるとする認定の前提として、日本生産者の生産能力を認定する際に、必要なパラメーターを示すことなく日本生産者自身が提出したデータを用いなかった点についても、上記認定は合理的理由を欠き瑕疵があり、AD協定第11.3条に違反しているとしている。その他、秘密情報の扱い（AD協定第6.5条）や二次情報の扱い（同第6.8条）についても協定違反を認定し、結論として韓国に対し本件措置の是正を勧告した。

2021年1月、韓国がWTO上級委員会に上訴し、2021年3月現在は上級委員会に係属中である。

(D) インドのICT製品に対する関税引上げ措置

インド政府は、インド国内における生産を促すため、自国のWTO協定譲許表において無税（0%）を約束している一部のICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）製品について、予算法案（及びその後の予算法）や国内通達において、関税の引上げ措置を導入。2014年から2020年にかけて、フィーチャーフォン、スマートフォン、携帯電話用基地局、デジタルマイクロ波通信装置、プリント回路基板アセンブリ、スマートフォン用LCDモジュールなど様々なICT製品について、複数回の関税の引上げを実施している。

これらの関税引上げ措置については、譲許税率を超えない関税率の適用を義務付けるGATT第2条に違反する可能性が高い。

そのため、2019年5月、インド政府に対してWTO協定に基づく二国間協議を要請した。しかし、協議による解決には至らなかったため、2020年3月、パネル設置要請を行い、同年7月にパネルが設置された。現在はパネル手続が進行中である。

本件についてはEU及び台湾もパネル設置を行っており、引き続き当該国・地域等と連携を図り、インド政府に対し、本件の早期撤回を求めている。

なお、パネル設置後の2021年2月にもこれまで関税の引き上げが免除されていた係争中の物品の一部について関税の引き上げが行われた。

3. 2. 経済連携協定、投資協定

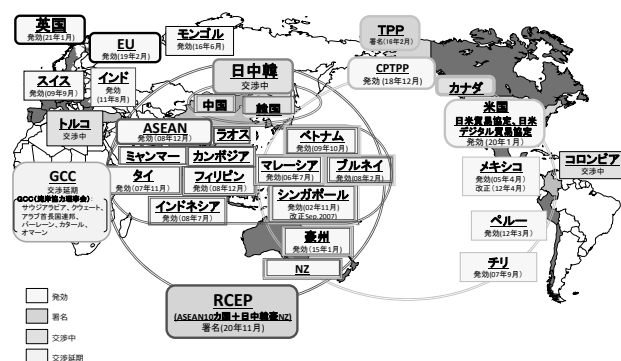
(1) 経済連携協定（EPA／FTA）

EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）とは、物品関税の削減・撤廃、サービス貿易の自由化、投資環境の整備、ビジネス環境の向上に関する協議の場の設置等を規定し、幅広い経済関係の強化を目的とする2国間又は多国間の国際協定をいう。

経済連携の推進は、国内に立地する輸出企業にとっては、関税削減等を通じた輸出競争力の維持又は強化の面で意義があり、他方で、外国に投資財産を有する企業やサービスを提供する企業にとっては、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義がある。

1990 年代以降、国際経済環境や各国の開発戦略の変化により地域統合の動きが加速し、E P A / F T A の締結数が年々増加してきている。その背景としては、①欧米諸国が経済的関係の深い近隣諸国との間で貿易・投資の自由化・円滑化等による経済連携を図る動きを活発化させたこと（例：米国が N A F T A（1994 年発効）、E C（1993 年に E U へ発展）が単一市場の構築への取組を加速させる等）、②韓国や台湾、A S E A N などのアジア諸国がいち早く経済開放を推し進めることにより高成長を果たす中、チリ・メキシコ・ペルー等の新興国が貿易・投資の自由化や市場メカニズムの導入へと経済政策を転換させ、その中で E P A / F T A を活用する戦略を採ったこと、さらに、③2000 年代後半以降、W T O ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、世界の主要国が貿易・投資の拡大のために積極的に E P A / F T A を結ぶようになったこと等が挙げられる。G A T T 第 24 条等に基づく地域貿易協定（R T A）の通報件数を見ると、1948 年から 1994 年の間に G A T T に通報された R T A（F T A や関税同盟等）は 124 件であったが、1995 年の W T O 創設以降、400 を超える R T A が通報されており、2021 年 3 月 24 日時点で G A T T / W T O に通報された発効済み R T A は 553 件に上る。以下、2020 年度までの取組について説明する。

図：日本の経済連携の推進状況



(ア) アジア太平洋地域の経済統合と世界の F T A 動向
アジア太平洋地域では、A P E C 参加国・地域の間で、アジア太平洋自由貿易圏（F T A A P）の実現が目指されており、そのための道筋として、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（C P T P P）、地域的な包括的経済連携（R C E P）協定、日中韓 F T A をはじめ、各地域をつなぐ様々な広域経済連携の取組が同時に進行している。これらの取組が相互に刺激し合うことで高

い相乗効果を生み、先進国間でも高いレベルの E P A / F T A の締結が進むことで世界全体の貿易投資に関するルール作りが進むことが期待されている。

米国の T P P 離脱をはじめ世界で保護主義の風潮が高まる中、我が国は自由貿易の旗手として、自由で公正な市場を、アジア太平洋地域をはじめ世界に広げていくことを目指していく必要がある。

(イ) 我が国の経済連携取組状況

(A) 環太平洋パートナーシップ協定（T P P : Trans-Pacific Partnership）（2016 年 2 月 4 日署名）

我が国は、環太平洋パートナーシップ協定（以下「T P P」という。）に関し、2013 年 3 月に参加を表明、同年 7 月から豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの 11 か国との交渉に参加した。その後の交渉を経て、2015 年 10 月米国アトランタで大筋合意に至り、2016 年 2 月 4 日にオークランドで署名がなされた。

日本国内においては、2016 年 12 月 9 日に、T P P 協定が国会で承認されるとともに、関連法案が可決・成立した。その後、2017 年 1 月 20 日、T P P 協定原署名国 12 ヶ国の中で最も早く国内手続き完了の通報を協定の寄託国であるニュージーランドに対して行った。

一方、米国は、2017 年 1 月 30 日に、T P P 協定の締約国になる意図がないことを通知する書簡を協定の寄託国であるニュージーランド及び T P P 協定署名国各国に対して発出した。

(B) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（C P T P P : Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）

2017 年 1 月の米国による T P P 協定離脱の通告後、米国を除く T P P 協定署名 11 か国の尽力により、2018 年 3 月 8 日、チリにおいて環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「C P T P P」という）の署名を実現。その後、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州が国内手続きを完了させ、2018 年 12 月 30 日これら 6 か国間で発効。2019 年 1 月 14 日にはベトナムを加えた 7 か国間で効力を生じた。C P T P P の発効によって、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で 21 世紀型のルールを、

アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場を作り出すことが期待される。

2019年1月19日には東京で第1回TPP委員会が開催され、今後の新規参加に関する手続について議論、方針が決定された。同日採択された閣僚声明では、新たな国・地域の加入を通じ協定を拡大していくとの署名国の強い決意が盛り込まれている。

2020年8月6日には、テレビ会議形式で、第3回TPP委員会が開催。委員会では、コロナ危機からの経済回復が議論の焦点となる中で、CPTPPを通じた自由貿易の推進が重要であることについて確認するとともに、特にサプライチェーンの強靱化やデジタル化に向けたCPTPPの活用に関する意見交換を行った。また、物品貿易・SPS・TBTなど15の小委員会等が開催され、各国専門家の間で議論がなされた。

2021年2月1日、英国が寄託国であるニュージーランドに対して加入要請を通報した。我が国は、2021年のTPP委員会の議長国として、ハイスタンダードかつバランスの取れたCPTPPの進化及び拡大に向けて議論をリードしていく旨表明している。

(C) 地域的な包括的経済連携協定（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）（未発効）

RCEPは、世界の人口、GDPの約3割を占める広域経済圏を創設するものであり、最終的には、FTAAPの実現に寄与する重要な地域的取り組みの一つである。

東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが構築されているが、この地域内における更なる貿易・投資の自由化は、地域経済統合の拡大・深化に重要な役割を果たす。

この地域全体を覆う広域EPAであるRCEPが発効すれば、企業は最適な生産配分・立地戦略を実現した効率的な生産ネットワークを構築することが可能となり、この地域における産業の国際競争力の強化につながることを期待される。また、ルールの統一化や手続の簡素化によってEPAを活用する企業の負担軽減が図られる。

RCEPは2013年5月にブルネイで第1回交渉会合が開催されて以降、31回の交渉会合を経て、2020年11月15日の第4回RCEP首脳会議の機会に署名に至った。インドは交渉立ち上げ宣言以来、2019年11月の第3回RCEP首脳会議に至るまで7年間にわたり、交渉に参加してきたが、その後交渉への参加を見送った。我が国を始め、各

国はその戦略的重要性から、インドの復帰を働きかけたが、2020年の署名はインドを除く15か国となった。しかしながら、RCEP協定署名の際、RCEP協定署名国は、RCEP協定がインドに対して開かれていることを明確化する「インドのRCEPへの参加に係る閣僚宣言」を発出し、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定めた。

(D) 日EU・EPA（2019年2月1日発効）

我が国とEUは、世界人口の1割、貿易額の4割、GDPの3割を占める重要な経済的パートナーであり、日EU・EPAは、日本・EU間の貿易投資を拡大し、双方の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りの先導役を果たすものといえる。

2013年4月の交渉開始以降、2017年4月までに18回の交渉会合が開催され、2017年7月8日の日EU定期首脳協議において交渉の基本的要素について大枠合意を確認し、同年12月8日に日EU首脳間で交渉妥結が確認された。その後、2018年7月17日に署名、同年12月21日に日EU双方は本協定発効のための国内手続きを完了した旨を相互に通告し、2019年2月1日に発効した。なお、投資保護規律及び投資紛争解決手続きについては別途協議を継続している。

2019年4月には東京で第1回日EU・EPA合同委員会が開催され、日EU・EPAのこれまでの運用状況の確認や、日EU間の貿易を一層促進するための今後の取組等に関する議論が行われた。また、2020年1月までに物品貿易や政府調達、サービス貿易、投資の自由化及び電子商取引等12分野の第1回専門委員会・作業部会を実施した。

2021年2月にはオンラインで第2回日EU・EPA合同委員会が開催され、日EU・EPAのこれまでの運用状況の確認や、適正かつ効果的な運用を確保するための議論が行われた。加えて、データの自由な流通に関する規定を日EU・EPAに含める必要性を再評価すべく、予備的協議を行うことで一致した。また2021年3月までに物品貿易や政府調達、サービス貿易、投資の自由化及び電子商取引等12分野の第2回専門委員会・作業部会を実施した。

(E) 日英包括的経済連携協定（日英EPA）（2021年1月1日発効）

英国のEU離脱に伴う移行期間が2020年12月31日に終了し、2021年1月から日EU・EPAが英国に適用され

なくなることを踏まえ、我が国は日本企業のビジネスの継続性を確保することを目的として、2020 年 6 月 9 日に日英 E P A 交渉を開始し、英国との日 E U ・ E P A に代わる新たな貿易・投資の枠組みの構築を目指した。コロナウイルスによる影響により交渉の殆どがオンライン会議にて実施され、同年 9 月に大筋合意、同年 10 月 23 日には、茂木外務大臣とトラス国際貿易大臣により署名が行われた。その後両国議会での承認を終え、翌 2021 年 1 月 1 日に発効した。英国にとって日英 E P A は E U 離脱後、主要先進国との間で初めて新規に締結された F T A となった。

日英 E P A で日 E U ・ E P A の高い水準の関税撤廃率を維持しつつ、鉄道車両・自動車部品等の一部品目において英国市場へのアクセスを改善したほか、ルール面においても電子商取引・金融サービス等の一部の分野で日 E U ・ E P A よりも先進的かつハイレベルなルールを規定した。

(F) 日中韓 F T A （交渉中）

日中韓 3 か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、3 か国の G D P 及び貿易額は、世界全体の G D P 及び貿易額の約 2 割を占める。日中韓 F T A は 3 か国間の貿易・投資を促進するのみならず、F T A A P（アジア太平洋自由貿易圏）の実現にも寄与する重要な地域的取組の一つである。

2013 年 3 月に交渉を開始して以降、2021 年 3 月までに計 16 回の交渉会合を実施し、物品貿易、原産地規則、税関手続、貿易救済、物品ルール、サービス貿易、投資、競争、知的財産、衛生植物検疫（S P S）、貿易の技術的障害（T B T）、法的事項、電子商取引、環境、協力等の広範な分野について議論を行っている。2019 年 12 月の第 8 回日中韓サミットでは、その成果文書「次の 10 年に向けた 3 か国協力に関するビジョン」において、R C E P 交渉に基づき、独自の価値を有する、包括的な、質の高い互恵的な協定の実現にむけて、日中韓 F T A 協定の交渉を加速していくことが確認された。

(G) 日 A S E A N 包括的経済連携（A J C E P）協定（サービス貿易章・投資章を組み込む第一改正議定書については一部の国で発効済）

A S E A N 全加盟国との E P A である日・A S E A N 包括的経済連携（A J C E P）協定は、2004 年 11 月の首脳間での合意に基づき 2005 年 4 月より交渉を開始し、2008 年 4 月 14 日に各国持ち回りでの署名を完了し、加盟国との

間で順次発効している。2010 年 10 月より交渉が行われていた A J C E P 協定のサービス貿易・投資に係る改正議定書については 3 年にわたる交渉を経てルール部分について実質合意に至り、2013 年 12 月の日・A S E A N 特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された。その後、残された技術的論点の調整等を実施した結果、2017 年 11 月の非公式日 A S E A N 経済大臣会合において、A J C E P 協定のサービス貿易・投資に係る改正議定書についても、閣僚レベルの交渉終結に合意。2019 年 2～4 月に持ち回りでの署名を実施。2020 年 8 月 1 日に、既に国内手続きが完了していた日本、ラオス、ミャンマー、シンガポール、タイ及びベトナムの間で発効。次いで、国内手続きを完了したブルネイで 10 月 1 日に、カンボジアで 2021 年 2 月 1 日に発効。

(H) 日コロンビア E P A （交渉中）

コロンビアは、太平洋と大西洋に面する北米と南米の結節点に位置し、豊富なエネルギー・鉱物資源を有する。また、中南米第 3 位である約 5,000 万人の人口を有するほか、直近 10 年間（2010－2019 年）の平均経済成長率 3.7%と安定。新型コロナウイルスの影響で 2020 年の実質 G D P 成長率はマイナス 6.8%となったが、その後回復する見込み。中南米地域で自由開放経済を主導する太平洋同盟のメンバーであり、米国・カナダ・E U 及び韓国との F T A も発効済である。日コロンビア E P A を通じた貿易・投資環境の改善により輸出入及び日本企業によるコロンビアへの投資の拡大が期待されている。

2012 年 9 月に行われた日コロンビア首脳会談にて、両国は E P A 交渉を開催することで一致。同年 12 月に第 1 回交渉会合が開催され、2015 年 8 月から 9 月にかけて第 13 回交渉会合が開催された。以降、両国間で様々なやりとりが継続している。

(I) 日トルコ E P A （交渉中）

トルコは人口 8,000 万人を超え（2020 年末時点）、国民の平均年齢が 30 歳台前半と若く、魅力的な国内市場を持つ。加えて、トルコは欧州や中東、中央アジア・コーカサス地域、アフリカの結節点となることから、周辺地域への輸出のための生産拠点としても注目されており、貿易・投資環境の改善による輸出入拡大の期待から、我が国企業の関心は高い。日・トルコ間の投資・ビジネス環境の改善や、発効済の韓国トルコ F T A（物品協定）に劣後しない貿易

の自由化や規律の策定を目指している。

2014 年 1 月の日トルコ首脳会談において、交渉開始が合意された。同年 12 月に第 1 回交渉会合を開催して以降、2020 年 3 月までの間に計 17 回の交渉会合を開催し、物品貿易や原産地規則、税関手続き・貿易円滑化、サービス貿易、投資、電子商取引、ビジネス環境、知的財産、競争、補助金、政府調達、国有企業、紛争解決等の広範な分野について議論を行っている。

日トルコ E P A によって、欧州企業や韓国企業といった競合相手との競争条件の平等化を図ることを通じ、トルコへの日本企業の輸出を後押しするとともにトルコの投資環境関連制度の改善により、トルコへの日本企業の投資促進を図る。

（２）投資協定

投資協定とは、投資先国での自国投資家及びその財産の保護や締約国間の投資自由化等を約束する国家間の条約である。海外に投資した投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上等により、投資を促進するための内容を規定している。

我が国は、これまでアジア諸国を中心に 54 件の投資関連協定（投資協定及び投資章を含む経済連携協定）に署名し、うち 49 件が発効している（2021 年 3 月現在）。

世界の投資関連協定数は大きく増加しており、U N C T A D（国連貿易開発会議）の調べでは、2019 年時点で 3,284 件に達している。欧州諸国や中国等は既に 100 件を超える投資関連協定を締結しており、日本企業が進出先で他国企業に劣後することのないよう、我が国も更なる取組の推進が必要である。今後は、資源国や新興経済国を中心に、実際のニーズに基づいて交渉相手国の優先順位を付け、迅速かつ柔軟に投資関連協定の締結を進めることが求められている。

2016 年 5 月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」では、2020 年までに、100 の国・地域を対象に投資関連協定を署名・発効することを目指し、交渉相手国の選定に当たっては、我が国から相手国・地域への投資実績と投資拡大の見通し、我が国産業界の要望、外交方針との整合性、相手国・地域のニーズ等を総合的に勘案することとしている。また、投資市場への新規参入段階から無差別待遇を要求する「自由化

型」の協定を念頭に、高いレベルの質を確保するとともに、近年の経済・社会状況の変化も踏まえ、サービスや電子商取引等の新たな分野を含めることも検討するなどして、新たな企業活動にも対応した投資環境を作り上げることを目指している。

我が国は、1978 年、エジプトとの間での初の投資協定の発効以降、これまで重要な経済関係を有するアジア地域の国々を中心に、投資関連協定を締結してきた。特に、最近の状況としては、2016 年 5 月のアクションプランの策定以降、14 件の投資関連協定に署名、15 件が発効しており、現在、合計で 54 件（79 の国・地域）に署名、うち 49 件が発効しているほか、19 件につき交渉を継続しており、交渉中のものが発効することになれば 94 の国・地域をカバーすることになる（2021 年 3 月現在）（参照：表 我が国の投資関連協定締結状況）。特に、日本企業の海外投資活動がより広範囲なものになる中、C P T P P、日 E U ・ E P A、日 A S E A N 経済連携協定、さらに R C E P 協定など、多国間の投資関連協定の交渉・締結にも積極的に取り組んできた。

今後も、産業界のニーズや相手国の事情に応じながら、新規協定の締結及び既存協定の改正に向けた交渉を一層積極的に進めていく必要がある。

表：我が国の投資関連協定締結状況

締結相手国（地域を含む）	署名	発効
エジプト	1977 年 1 月 28 日	1978 年 1 月 14 日
スリランカ	1982 年 3 月 1 日	1982 年 8 月 7 日
中国	1988 年 8 月 2 日	1989 年 5 月 14 日
トルコ	1992 年 2 月 12 日	1993 年 3 月 12 日
香港	1997 年 5 月 15 日	1997 年 6 月 18 日
パキスタン	1998 年 3 月 10 日	2002 年 5 月 29 日
バングラデシュ	1998 年 11 月 10 日	1999 年 8 月 25 日
ロシア	1998 年 11 月 13 日	2000 年 5 月 27 日
シンガポール （経済連携協定）	2002 年 1 月 13 日	2002 年 11 月 30 日
韓国	2002 年 3 月 22 日	2003 年 1 月 1 日
ベトナム	2003 年 11 月 14 日	2004 年 12 月 19 日

メキシコ（経済連携協定）	2004年9月17日	2005年4月1日
マレーシア（経済連携協定）	2005年12月13日	2006年7月13日
フィリピン（経済連携協定）	2006年9月9日	2008年12月11日
チリ（経済連携協定）	2007年3月27日	2007年9月3日
タイ（経済連携協定）	2007年4月3日	2007年11月1日
カンボジア	2007年6月14日	2008年7月31日
ブルネイ（経済連携協定）	2007年6月18日	2008年7月31日
インドネシア（経済連携協定）	2007年8月20日	2008年7月1日
ラオス	2008年1月16日	2008年8月3日
ウズベキスタン	2008年8月15日	2009年9月24日
ペルー	2008年11月21日	2009年12月10日
ベトナム（経済連携協定）※1	2008年12月25日	2009年10月1日
スイス（経済連携協定）	2009年2月19日	2009年9月1日
インド（経済連携協定）	2011年2月16日	2011年8月1日
ペルー（経済連携協定）※2	2011年5月31日	2012年3月1日
パプアニューギニア	2011年4月26日	2014年1月17日
コロンビア	2011年9月12日	2015年9月11日
クウェート	2012年3月22日	2014年1月24日
日中韓	2012年5月13日	2014年5月17日
イラク	2012年6月7日	2014年2月25日
サウジアラビア	2013年4月30日	2017年4月7日
モザンビーク	2013年6月1日	2014年8月29日
ミャンマー	2013年12月15日	2014年8月7日
豪州（経済連携協定）	2014年7月8日	2015年1月15日
カザフスタン	2014年10月23日	2015年10月25日

ウルグアイ	2015年1月26日	2017年4月14日
ウクライナ	2015年2月5日	2015年11月26日
モンゴル（経済連携協定）	2015年2月10日	2016年6月7日
オマーン	2015年6月19日	2017年7月21日
T P P（経済連携協定）	2016年2月4日	未定
イラン	2016年2月5日	2017年4月26日
ケニア	2016年8月28日	2017年9月14日
イスラエル	2017年2月1日	2017年10月5日
アルメニア	2018年2月14日	2019年5月15日
C P T P P（経済連携協定）	2018年3月8日	2018年12月30日
アラブ首長国連邦	2018年4月30日	2020年8月24日
E U（経済連携協定）	2018年7月17日	2019年2月1日
ヨルダン	2018年11月27日	2020年8月1日
アルゼンチン	2018年12月1日	未定
A S E A N（経済連携協定）	2019年2月26日	2020年8月1日
モロッコ	2020年1月8日	未定
コートジボワール	2020年1月13日	2021年3月26日
英国（経済連携協定）	2020年10月23日	2021年1月1日
R C E P（経済連携協定）	2020年11月15日	未定
ジョージア	2021年1月29日	未定

※1：2004年12月19日に発効した日ベトナム投資協定の内容が組み込まれている。

※2：2009年12月10日に発効した日ペルー投資協定の内容が組み込まれている。

備考1：この他、台湾とは民間窓口機関の取決めが2011年9月22日に署名されており、2012年1月20日に手続きが完了している。

資料：経済産業省作成。

4. 二国間関係

4. 1. アジア太平洋各国関係

（1）日本・中国関係

2020 年春以降、コロナウイルスの急速な拡大により世界経済が低迷する中、中国経済は、2020 年の GDP 成長率がプラス 2.3%となるなど世界の中でもいち早く持ち直しており、2021 年 3 月の中国全国人民代表大会では、今後の経済の見通しとして、2021 年の実質 GDP 成長率目標をプラス 6%以上と発表した。

2020 年 12 月 20 日には、経済産業省及び一般財団法人日中経済協会と、中国国家発展改革委員会及び商務部の共催で、日中のエネルギー・環境分野の官民合同フォーラムである「第 14 回日中省エネルギー・環境総合フォーラム」を実施した。2020 年度は、東京会場と北京会場をつないだオンライン形式で、日本側から、梶山経済産業大臣、宗岡日中経済協会会長ほか、中国側から、何立峰国家発展改革委員会主任、李成鋼商務部部長助理ほか、双方合わせて 450 名を超える官民関係者が参加した。全体会合では、梶山経済産業大臣から今回のフォーラムの重点として、「脱炭素社会に向けたエネルギー協力」を挙げ、2020 年 9 月の国連総会において 2060 年カーボンニュートラルを掲げた中国と 2050 年カーボンニュートラルの実現を目指す日本が、水素・カーボンリサイクル等の分野で連携する意義について発言を行ったほか、両国が互いの特徴を活かして協力を深化させ、世界における経済と環境の好循環の実現に貢献していくことを表明した。フォーラムでは、エネルギー・環境分野での日中の企業間の M o U が新たに 14 件創出され、2006 年の第 1 回フォーラムからの累計での協力案件は 402 件に達した。全体会合に続いて、「エネルギー効率の向上（省エネ）」、「自動車の電動化・スマート化」、「水素・クリーン電力分科会」、「日中長期貿易（水環境対応と汚泥処理）」の四つの分科会を開催し、日中双方の政府部門や主要企業等が意見交換を行った。また、フォーラムの同日、梶山経済産業大臣と何立峰国家発展改革委員会主任との間でバイ会談を行い、両国のカーボンニュートラルの実現に向けた政策対話と経済政策全般に関して意見交換を行った。

また、2020 年 12 月 18 日及び 23 日には、ヘルスケア分野において、日本への医療インバウンド推進を目的とした日中でのオンラインイベントを経済産業省主催で実施した。イベントでは、日本の医療の強みでもあり、中国からの医療渡航受診者からのニーズの高い分野でもあるがん治療や人間ドック等の紹介、両国の医療受診環境の情報交

換等を行った。また、J E T R O と協力し、中国の南京市、上海市、広州市、北京市、重慶市、成都市で「地方都市高齢者産業交流会」を実施し、日本の介護サービス・福祉用具の事業者と中国現地企業とのビジネスマッチングを行った。

2021 年 3 月 24 日には、経済産業省と中国工業信息化部の主催で、両国のプラント等の保安レベルの向上を目的として「日本-中国スマート産業保安セミナー」をオンライン形式で開催した。セミナーでは、産業保安に従事する管理者や担当者を対象として、日中の政府・団体・企業から、両国における産業保安のスマート化に関する現状・課題及び今後の展望を共有した。

（２）日本・韓国関係

（ア）貿易・投資等

2020 年度の日本・韓国間の貿易額は約 7 兆 7,140 億円（対前年比-5.3%）と減少したが、韓国にとって日本は輸出先として第 5 位、輸入先として第 3 位である。日本からの対韓国直接投資（実績ベース）は昨年と比べて増加し、2020 年は約 11.9 億ドル（対前年比 15.2%増）となった。韓国の国別直接投資受入れにおいて、1962 年～2020 年までの累計では、日本は第 2 位である。

（イ）旧朝鮮半島出身労働者問題

2018 年 10 月 30 日に日本製鉄、同年 11 月 29 日に三菱重工業が韓国大法院にて、旧朝鮮半島出身労働者問題訴訟について敗訴判決を受けた。同年 11 月 29 日の両社に対する大法院敗訴判決を受け、外務大臣が談話を発出。2019 年 1 月 9 日には日韓請求権協定に基づく協議を要請するとともに、同年 5 月 20 日に同協定に基づく仲裁付託を通告したが、韓国政府はこれに応じていない。2020 年 8 月 4 日には、日本製鉄が韓国国内に持つ資産に対する差押え命令の公示送達が発効し、韓国裁判所による補償費用の「現金化」に向けた手続が進展した。韓国側に国際法違反の状況の是正を強く求めている。

（３）日本・モンゴル関係

2020 年は、新型コロナウイルス感染の世界的な拡大の影響により、両国間の人的往来や経済交流などが大きな制約を受けた。

（４）日本・インド関係

2020年8月、梶山経済大臣は、インドのピユシュ・ゴヤル商工大臣と共に、経済産業省、日本貿易振興機構（ジェトロ）、インド商工省、インベスト・インディア（インド商工省傘下の投資誘致機関）共催の「インド投資フォーラム-Exclusive Investment Forum-」（オンライン形式）に登壇した。梶山大臣は、開会セッションで、「日本とインドは安倍総理とモディ首相の信頼関係の下これまでも様々な分野で協力関係を築いており、今後はコロナを契機としてＩｏＴや教育、医療などの分野でのデジタルトランスフォーメーションが求められる中、日印双方の強みを生かした協力が期待できる。」と述べた。

また、2020年9月には梶山経済大臣が日豪印経済大臣会合（オンライン形式）に出席し、豪州のサイモン・バーミンガム貿易・観光・投資大臣及びインドのピユシュ・ゴヤル商工大臣とともに、サプライチェーン強靱化に向けた協力について議論を行った。新型コロナ危機及び最近の世界規模での経済的な変化を踏まえ、インド太平洋地域におけるサプライチェーン強靱化の必要性について認識を共有した。その上で、サプライチェーン強靱化の実現に向けた新たなイニシアティブの立上げに向けて取り組むことで一致した。

サプライチェーン強靱化の関連では、2021年3月にジェトロと協力して「サプライチェーン強靱化フォーラム-不確実性の時代の製造業及びサービス業-」（オンライン形式）を開催した。日・豪・印・ASEANの政府関係者、学識者、産業団体、企業等が参加し、サプライチェーン強靱化に関する現状分析、課題及び解決策について議論が行われた。

このほか、投資促進や人材育成などの日印協力を土台としインドの産業競争力強化に取り組む「日印産業競争力パートナーシップ」については、2020年5月にインド商工省と第二回会合（オンライン形式）を開催し、インドにおける企業の円滑な事業展開のための基盤整備について議論を行った。また、2021年3月にはインド商工省と合同で「日印産業競争力パートナーシップ・シンポジウム-グローバル経済におけるインドの潜在能力-」（オンライン形式）を開催し、インドへの投資促進に向けた積極的な意見交換を行った。

デジタル分野では、2021年1月に経済産業省協力によ

り開催されたシンポジウム「日本インドデジタル大動脈パートナーシップ」において、インドのデジタル人材の活用やADXの最新事例の紹介をはじめ、今後の日印協力に向けて、有識者による様々な期待や可能性が議論された。さらに、デジタル技術の活用によって新興国進出や新事業創出に資することを目的としてアジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）により、新たなプロダクトやサービスの開発および実証・評価を行う日印両国の連携案件を10件採択した。

人材育成の分野では、10年間で3万人のもの作り人材を育成する旨、2016年11月の日印首脳会談で決定した。同目標の達成に向け、製造業の人材育成に係る「日本式ものづくり学校（JIM）」および寄附講座（JEC）の新規開設に取り組んでおり、2020年度までにJIMは14校、JECは5講座が開設した。

（５）日本・バングラデシュ関係

経済産業審議官とバングラデシュ首相府首席調整官を共同議長とする「日バングラデシュ官民合同経済対話」の第五回目会合に向けた、経済産業省首席交渉官出席のもと、2020年8月に準備会合（オンライン形式）を開催した。同会合において、両国の民間経済関係の一層の発展のための重要分野について意見交換を行い、第五回目会合に向けた準備を進めていくことが確認された。

（６）日本・パキスタン関係

第6回日本・パキスタン官民合同経済対話において両国より設置が合意されたモニタリング委員会について、2020年11月にオンライン形式で開催した。本委員会では、日本からは経済産業省、農林水産省、在パキスタン日本大使館、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）及び在パキスタン日系企業が、パキスタンからは商業省、投資庁、連邦歳入庁、工業開発庁、在日本パキスタン大使館及びパキスタン国立銀行が参加し、官民合同経済対話における懸案事項の進捗の確認とパキスタンにおけるビジネス環境改善に向けた議論を行った。

（７）日本・豪州関係

豪州とは、2020年5月、梶山経済産業大臣とバーミンガム貿易・観光・投資大臣（当時）との間でテレビ会談

を行い、新型コロナウイルス感染拡大に伴って顕在化する様々な課題について意見交換を実施し、二国間経済関係に留まらず、幅広い分野についても戦略的に連携を進めることを確認した。また、ルールに基づいた国際秩序形成と持続可能な経済成長の実現に向け、有志国との緊密な連携を促進していくべく、「新型コロナウイルス感染拡大を受けた日豪共同閣僚声明」の発出に合意した。2021年3月、梶山大臣とティーハン貿易・観光・投資大臣との間でテレビ会談を実施。インド太平洋地域における諸課題について意見交換し、幅広い分野において戦略的な連携をより一層強化していくことを確認した。

（８）日本・東南アジア関係

（ア）日本・ASEAN関係

2020年4月17日、ASEAN議長国であるベトナム社会主義共和国のチャン・トゥアン・アイン商工大臣との間で電話会談を実施し、新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の課題に対して、感染拡大の防止を最優先としつつ、深刻化する経済活動への影響を緩和しながら、感染症を克服した後に、危機に強い経済を構築し、安定的な成長軌道に戻すため、「経済強靱性に関する日ASEAN共同イニシアティブ」を発出することについて日ASEAN双方で合意し、同月22日に発出された。

2020年7月29日、日ASEAN経済大臣特別会合がオンライン形式にて開催され、新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響やその対応について率直な意見交換が行われるとともに、「経済強靱性に関する日ASEAN共同イニシアティブ」に基づき推進する、50を越える具体的プロジェクトを盛り込んだ「日ASEAN経済強靱化アクションプラン」の発出が合意された。

2020年8月28日、日ASEAN経済大臣会合がオンライン形式にて開催され、新型コロナウイルス感染拡大を受け、7月の日ASEAN経済大臣特別会合において発出された「日ASEAN経済強靱化アクションプラン」に盛り込まれたプロジェクトの進捗について共有した。また、アクションプランの具体化を図りながら、近年、ASEANが直面する「様々な社会課題の解決」と「経済成長の実現」の同時達成を目指すべく、日ASEAN協力を継続的に議論する「イノベーティブ&サステナブル成長対話（Dialogue for Innovative and Sustainable Growth）」

の立ち上げに合意し、10月から、日ASEAN双方の産業界や学界の幅広い関係者が参加するウェビナーをシリーズで開催した。さらに、同会合においては、ASEAN日本人商工会議所連合会（FJCCIA）から、コロナへの対応として、①日本産業界のASEAN協力へのコミットメント、②強靱かつ柔軟なサプライチェーンの構築の必要性、③デジタルトランスフォーメーションの推進、④産業人材育成の見直しについて報告するとともに、日ASEANビジネス協議会（AJBC）から、コロナ禍における日本企業の動向の報告及びコロナの状況に対応するべく、サプライチェーンの強靱化に向けた投資環境の整備、デジタル化を加速するための人材育成、日ASEAN企業のビジネスマッチングに関する提言がなされた。さらに、AMEICC（日ASEAN経済産業協力委員会）から、①新産業創出、②産業人材育成、③中小企業支援、④メコン地域開発に関する活動の報告がなされた。

（イ）ASEAN+3（日本、中国、韓国）の取組

2020年6月4日、ASEAN+3特別経済大臣会合がオンライン形式にて開催された。ASEAN+3各国は、4月14日に行われたASEAN+3特別首脳テレビ会議を受けて、COVID-19による経済影響の緩和や経済回復に向けた協調等につき議論し、会合後、「COVID-19感染拡大による経済的影響の緩和に関するASEAN+3経済大臣共同声明」を発出した。その後、8月28日には、第23回ASEAN+3経済大臣会合がオンライン形式にて開催された。当該会合においては、COVID-19感染拡大が地域及び世界経済に与えた影響に関する意見交換が行われ、6月のASEAN+3特別経済大臣会合で発出された「COVID-19感染拡大による経済的影響の緩和に関するASEAN+3経済大臣共同声明」を実行に移すため、「COVID-19感染拡大による経済的影響の緩和に関するASEAN+3アクションプラン」が承認されるとともに、共同メディア声明が発出された。また、東アジアビジネスカウンシル（EABC）から「東アジアの繁栄と包括的な将来に向けて」をテーマとした活動報告、及び、日本貿易振興機構（JETRO）や日本商工会議所のサポートの下にEABCによって実施されたコロナ禍を受けたデジタル技術導入に関する調査報告を受け、閣僚間で意見交換を実施した。

（ウ）ASEAN+8（日本、中国、韓国、インド、豪州、

ニュージーランド、米国、ロシア）の取組

2020年8月28日、第8回東アジア経済大臣会合がオンライン形式にて開催された。東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）からのプレゼンを踏まえ、COVID-19感染拡大によってもたらされた地域の経済影響や、今後の経済回復に向けた方策についての意見交換が行われるとともに、共同メディア声明が発出された。

（エ）日本・メコン関係

2020年7月17日、日本とメコン諸国（ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びタイ）の官民が参加する第13回日メコン産業政府対話にて、昨年の経済大臣会合で策定した「コネクティビティ」、「デジタルイノベーション」、「SDGs」の三つの柱からなるメコン産業開発ビジョン2.0にもとづいて産業開発を進めることは、コロナ下の新常态において一層重要であるとの認識を共有。ワークプログラムの策定に向けて、メコン各国の要望を踏まえた議論を実施。2020年8月27日、第12回日メコン経済大臣会合が開催され、メコン産業開発ビジョン2.0の着実な実行のために、メコン各国、日本及び開発パートナーから提出された、具体的な協力事業を包括的にまとめたワークプログラムとその評価方法に合意。ワークプログラムには、コネクティビティにおける東西経済回廊や南部経済回廊の改善プロジェクト、デジタルイノベーションにおける日メコン企業の共同プロジェクト、SDGsにおける公害管理の人材育成協力が含まれる。

（オ）東アジア・アセアン経済研究センター

経済産業省は、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）を通じて、ASEAN及び東アジアの経済統合を支援している。2020年には、ERIAは2020年ASEAN議長国のベトナム政府からの要請を受け、「Subregional Development Strategy in ASEAN after COVID-19: Inclusiveness and Sustainability in the Mekong Subregion (Mekong 2030)」を公表した。これは、多様な構造を持つASEANの格差を是正しつつASEAN経済統合とASEAN中心性を進める地域連携強化に関する政策提言を行ったものである。

また、2020年8月の東アジア経済大臣会合において、ERIAは、新型コロナウイルスからの復興と経済成長のため、「新たな経済成長モデル」として、マクロ経済政策、貿易投資政策、新技術活用の観点に基づく政策提言を報告

した。これに対して、多くの参加国からERIAの活動に対する歓迎の意が示されるとともに、今後に向けて、グローバルバリューチェーンの強靱化等に関する政策研究を行うことが奨励された。

これらの取組を通じERIAは、ASEAN及び東アジア地域の経済発展を支えるにあたり不可欠な知的インフラを提供している。ERIAが、ASEAN及び東アジアのさらなる経済統合の深化に貢献することが関係国より期待が表明されている。

（カ）その他の二国間関係

（A）総論

ASEAN地域は、日系企業が多く進出しているだけでなく、世界の成長センターとしても我が国にとって重要な地域である。ただし近年、デジタル化の対応や産業高度化、地域間格差の是正等、新たな経済・社会課題に直面しているところ。更なる経済成長の実現に向け、日ASEAN協力を新たな段階に進化させることが重要。政務や事務方といったレベルを問わず、二国間、多国間の枠組を活用しながら、日本としてこれまで実施してきた産業協力の充実や強化を図るだけでなく、コロナ禍における経済への影響の緩和、将来に向けて危機に強い経済の構築を目指す。以下で大臣、副大臣、政務官が対応したイベント・会談について記載する。

（B）日本・インドネシア関係

2020年7月、梶山経済産業大臣は、インドネシアのルフット海洋・投資担当調整大臣及びアグス工業大臣とTV会談を行った。会談では、新型コロナウイルスの感染拡大が経済面でも多大な影響をもたらしている中、感染収束後を見据えて率直な意見交換を行い、貿易投資の促進等により二国間経済関係の一層の深化を図ることを確認した。

2020年12月、梶山経済産業大臣は、インドネシアのルフット海洋・投資担当調整大臣と東京で対面にて会談を行った。会談では、10月の菅総理のインドネシア訪問を踏まえて、日本企業の投資促進に向けた環境整備等について意見交換し、両国間の経済関係を一層深化させていくことを確認した。

2021年3月、梶山経済産業大臣は、インドネシアのアグス工業大臣と東京で対面にて会談を行った。会談では、日本企業の投資促進に向けた環境整備等について意見交換し、コロナ禍においても経済強靱化に向けた産業協力を進

め、両国の経済関係を一層深化させていくことを確認した。

(C) 日本・シンガポール関係

2020年5月、梶山経済産業大臣は、シンガポールのチャン・チュンシン貿易産業大臣とTV会談を行った。会談では、「強靱な経済活動の推進に関する共同声明」の発出について合意し、日本とASEANが4月22日に公表した「経済強靱化に関する日ASEANイニシアティブ」に沿って、サプライチェーンの維持や経済の強靱化に向けて協力を深化させていくことを確認した。

(D) 日本・ベトナム関係

2020年4月、梶山経済産業大臣はアイン商工大臣と電話会談を行い、緊密な経済関係を築いてきた日ASEANが、新型コロナウイルス感染拡大の難局を乗り越え、危機に強い経済を構築するため、「経済強靱性に関する日ASEAN共同イニシアティブ」の発出に合意した。

同年8月、梶山経済産業大臣及びアイン商工大臣を共同議長とする、第4回「日ベトナム産業・貿易・エネルギー協力委員会」をテレビ会議形式で実施し、新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した課題等について議論を行った。両大臣は、サプライチェーンの強靱化、デジタル技術の活用、アジア太平洋地域の経済統合、強靱なエネルギーシステムの構築等に向けて、二国間協力を更に強化していくことを確認し、共同閣僚声明を発出した。

同年10月、菅内閣総理大臣が、就任後初の外国訪問としてベトナムを訪問し、フック首相と首脳会談を実施。会談では、自由貿易の推進やサプライチェーンの多元化等を通じた経済協力の強化について議論を行った。

(E) 日本・ミャンマー関係

2020年7月、中野大臣政務官は、日本貿易振興機構(JETRO)、在ミャンマー日本国大使館、ミャンマー政府共催の日・ミャンマー投資ダイアログに出席して、日本とミャンマーは良好な関係を築きながら、様々な協力を進めてきた旨強調した。同ダイアログでは、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問が基調講演を実施。

(9) 日中韓関係

2020年11月5日、第13回日中韓文化コンテンツ産業フォーラムがオンラインで開催された。このフォーラムはコンテンツ政策や動向に関する継続的な情報交換及び各国産業界間のビジネスチャンス創出を目的として、2002

年より開催されており、今回は日中韓3カ国の審議官級が出席して、COVID-19が各国のコンテンツ産業に与えた影響や、With COVID-19・After COVID-19の世界におけるデジタルコンテンツの役割に関する議論を行った。さらに3カ国コンテンツ産業界の国際連携に対する支援を推進する旨の共同声明を採択した。

2020年12月1日には第20回日中韓特許庁長官会合がオンライン形式で開催された。この会合は、日本国特許庁、中国国家知識産権局、韓国特許庁2001年より三カ国持ち回りで開催しているものであり、今回の会合では意匠、商標、審判、人材育成分野等、多方面にわたる協力について議論が行われた。

また、同日、オンライン形式にて第8回日中韓特許庁シンポジウムを開催し、「日中韓における知識財産法令の最新動向」をテーマに、各庁担当者が講演を行った。

4. 2. 米州関係

(1) 日本・アメリカ関係

(ア) 米国政権との協力

新型コロナウイルスの感染拡大にもかかわらず、緊密な日米関係を反映し、2020年4月から2021年4月にかけて計5回(5・8・9・1・4月)、日米首脳会談が行われた。また、バイデン大統領への政権交代以降初めてとなる梶山経済産業大臣と米国側経済・エネルギー関係閣僚との会談も行われた。日米間では「自由で開かれたインド太平洋」の促進に向けた経済的協力の強化を含め、経済協力分野で大きな成果があった。

2020年5月の電話会談で、安倍前総理大臣とトランプ前大統領は、新型コロナウイルス感染症に関し、両国内の状況や感染拡大防止策、治療薬やワクチン開発、経済の再開に向けた取組等における日米協力や情報共有について意見交換を行い、引き続き日米間で緊密に連携していくことで一致した。8月の首脳会談でも、両首脳は引き続き、治療薬やワクチンの開発・普及における日米協力を進めていくことで一致した。

9月の首脳会談で安倍前総理大臣とトランプ前大統領は新型コロナウイルス感染症に関する取組について議論し、引き続き、治療薬やワクチンの開発・普及における日米協力を進めていくことで一致した。さらに、日米両首脳は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、日

米で緊密に連携していくことで一致した。

11月に米国の大統領選挙が行われ、日本において菅総理大臣が就任した後も、両国は引き続き緊密な関係を保持している。菅総理大臣は11月にバイデン次期米国大統領（当時）と電話会談を行い、両者はコロナ対策や気候変動問題といった国際社会共通の課題についても、日米で緊密に連携していくことで一致した。

1月に発足したバイデン政権は競争力強化とイノベーション、新型コロナウイルス感染症対策、気候変動対策等に優先的に取り組み、有志国と連携する姿勢を明らかにしてきた。日本政府はこれら国際社会における課題をバイデン政権と共有しており、首脳・閣僚間の会談を始めとするあらゆるチャネルを通じ、これらの課題について日米両国がどのように協力できるかを議論した。バイデン政権発足直後の1月28日に行われた日米首脳会談では、両首脳は、気候変動問題やコロナ対策、イノベーションといった国際社会共通の課題について、日米で緊密に連携していくことで一致した。

こうした方向性も踏まえ、梶山経済産業大臣は3月から4月にかけて3名の関係閣僚と会談を行った。梶山大臣はタイ通商代表とWTO改革、三極貿易大臣会合、特にアジアにおける自由で公正な経済秩序の実現に向けた日米の協力について意見交換を行った。グランホルムエネルギー長官とは次世代技術、水素、CCUS/カーボンリサイクル、原子力等のイノベーションや、エネルギー分野でのアジア太平洋地域での第三国協力等、今後の日米エネルギー分野での協力について意見交換を行った。レモンド商務長官とは輸出管理、半導体分野でのサプライチェーン及びエネルギー・環境分野における協力等、今後の日米経済関係について意見交換を行った。

さらに4月には菅総理大臣が訪米し、バイデン大統領とともに日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」を発出し、自由民主主義国家が協働することで自由で開かれたルールに基づく国際秩序への挑戦に対処しつつ、新型コロナウイルス感染症及び気候変動によるグローバルな脅威に対処することが可能であることを証明することを誓った。また、両政府は、持続可能な、包括的で、健康で、グリーンな世界経済の復興を日米両国が主導していくことを確実にする「日米競争力・強靱性(コア)パートナーシップ」の立ち上げに合意した。

さらに、気候変動に係る各分野での協力を一層強化していくため、「野心、脱炭素化及びクリーンエネルギーに関する日米気候パートナーシップ」を立ち上げることで一致した。

（イ）米国通商拡大法第232条への対応

米国は、2018年3月23日、輸入鉄鋼・アルミに対する追加関税賦課を開始した。ただし、豪州（鉄鋼・アルミ）、数量制限を受入れた韓国（鉄鋼）、ブラジル（鉄鋼）及びアルゼンチン（鉄鋼・アルミ）は関税措置から除外した。2020年10月には、カナダ（アルミ）に対して数量制限を設ける代わりに関税措置から除外した。また、米国内で十分に生産できない製品、安全保障上の考慮を要する製品については、建設業・製造業・消費者への鉄鋼・アルミ製品の供給等の業務を米国内で行う個人・組織の申請に基づき商務省が措置からの除外を判断している（製品別除外）。

同盟国である日本の鉄鋼やアルミの輸入は、米国の安全保障上の脅威となることはないとして、我が国は、米国に対し、累次にわたり懸念を伝えている。同時に、製品別除外プロセスの迅速化、簡素化を図るよう、産業への影響を極力回避するよう多様なレベルで働きかけを行っている。また、他の輸出国と同様、米国の措置は実質的にセーフガード措置に該当するとして、今後リバランス措置をとる権利を留保する旨のWTO通報を行っている（2018年5月）。さらに、我が国はシステミックな関心を有するとして米国の232条措置、対米リバランス措置のパネル審理にそれぞれ第三国参加を行っている。

なお、2020年1月、上記に加え、鉄鋼・アルミそれぞれの派生製品（鉄鋼の釘、アルミのケーブルなど）についても、追加関税を賦課する大統領令が署名され、同年2月より鉄鋼の派生製品に25%、アルミの派生製品に10%の追加関税が賦課されている。背景理由として、鉄鋼・アルミ製品に対する232条措置を発動しているにもかかわらず、川下製品に加工してからの輸入が増え、232条措置で目的とした、米国内での生産稼働率80%が実現できていないことが挙げられた。

2021年1月、トランプ前大統領は政権交代直前に、UAEからのアルミの輸入は米国の安全保障上の脅威ではなくなったとし、追加関税賦課対象国から除外、輸入数量枠を設定する旨発表した。一方、バイデン大統領は同年2月、トランプ前政権の決定を取消、追加関税を維持する旨発表

した。バイデン政権発足以来、鉄鋼・アルミに対する追加関税の扱いについて、政権が公式な意思決定を発表したのは、UAEからの輸入アルミ製品に対する追加関税維持の決定のみである。引き続き、バイデン政権の動きを注視していく必要がある。

なお、鉄鋼・アルミ以外の製品に対しても、米国は232条調査を行っている。2020年5月、変圧器、電気変圧器、変圧レギュレーター及びこれらに使用される薄板及び巻鉄心の輸入について232条調査を開始した。また、同年6月には、バナジウムについての232条調査も開始している。それぞれにつき、今後の動向について引き続き注視していく。

（ウ）日米貿易投資関係の更なる発展に向けた取組

過去半世紀にわたり、日米両国の製造業は国境を超えるサプライチェーンの深化を通じて競争力を涵養してきた。米国商務省によると、日本からの対米直接投資残高は年々増加し、2020年末では日本の対外直接投資残高全体の30%に相当する61.1兆円に達した。在米日系企業による米国内の雇用者数は97.4万人（世界2位）であり、このうち製造業の雇用者数は52.8万人（世界1位）である（2019年）。

日系企業は、西海岸のみならず、全米各地で研究開発分野への投資を活発に行い、イノベーションの源泉としてきた。同じく米国商務省によると、日系企業による米国内での研究開発費は年100億ドルを超えており、これは、世界第2位である（2018年）。

こうした日系企業の活動を後押しするため、経済産業省としては、JETROを通じて、①「ロードショウ」（全米の州政府・経済開発公社を対象にしたウェビナーで日本企業の米国経済への貢献を説明）開催、②州知事等への個別アプローチ、③対米投資促進のためのセミナー開催、④両国企業の現地でのマッチングイベント開催などに取り組んでいるところであり、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、ロードショウや、対米投資促進セミナーをオンラインで実施した。

また、米国商務省が主催する投資イベントであるセレクトUSAなどを活用し、日米間の貿易投資を通じたつながりが両国経済に利益をもたらすことを、積極的にPRしている。

（２）日本・カナダ関係

与党自由党は、伝統的に自由貿易主義であり、トルドー首相のリーダーシップの下、2018年12月にCPTPPを安倍総理と共に発効に導いた。トルドー首相はCPTPPが持続的成長や繁栄、そして雇用創出を図るものであり、トルドー政権の最優先課題である中間層の成長を促すものであると評価するとともに、貿易の多様化こそカナダの国民そして企業に成長の機会を創出すると主張している。

日本とカナダは基本的価値を共有するG7のメンバーかつアジア太平洋諸国の一員として良好な関係にあり、ハイレベルでも活発な往来が行われている。

2019年4月、カナダを訪問した安倍総理大臣はトルドー首相と会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの下、戦略的パートナーシップを一層強化することを再確認するとともに、CPTPPの発効により、日加間の貿易・投資が拡大していること歓迎しつつ、CPTPPの着実な実施・拡大に向け連携していくことを確認した。

また、2020年4月から2021年4月にかけて計3回（9・2・6月）、日加首脳会談が行われた。会談では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて両国が力強い協力・連携を更に進めていくことで一致するとともに、両首脳はCOVAX等を通じたワクチンの公平なアクセス確保のために連携していくこと等を確認した。

2021年6月、梶山経済産業大臣はイン国際貿易大臣と会談し、WTO閣僚会合（MC12）に向けた連携、CPTPPにおける協力等、今後の日加協力関係について幅広く意見交換を行い、戦略的パートナーである両国の連携を一層強化していくことを確認した。

（３）日本・中南米関係

（ア）日本・メキシコ関係

ロペス・オブラドール大統領（以下「ロ」大統領）率いる現政権は、メキシコにおける第4次変革の取組として、汚職撲滅、格差是正、治安改善等を中心とする主要政策の発表により、国民からの高い支持を得ている。経済政策は、大規模なインフラ開発やエネルギーナショナリズムの復権等に注力。また、移民問題やUSMCAの解釈をはじめとする対米関係に課題を抱えており、今後の対応が注目されている。

二国間経済関係では、2020年9月に日メキシコEPA

締結 15 周年を記念するレセプションが駐日メキシコ大使館で開催され、長坂経済産業副大臣が出席・冒頭挨拶を行った。また、2020 年 12 月にオンラインにて日墨 E P A に基づく合同委員会が開催された。合同委員会では日メキシコ E P A の諸課題及び両国の通商上の関心事項等について意見交換を実施した。

「ロ」大統領政権発足後は、内政集中や新型コロナウイルス感染症拡大等のため、二国間の要人往来は実現していない。一方で、2020 年 6 月には田中経済産業審議官とプリーア駐日メキシコ大使が二国間関係について意見交換を行い、2020 年 10 月には田中経済産業審議官とデ・ラ・モラ・メキシコ経済省次官がオンラインにて進出日系企業のビジネス環境整備等について意見交換を行った。

（イ）日本・ブラジル関係

ボルソナロ政権が誕生して以来、かつてないほどの頻度でトップ会談が実現するなど、日本とブラジルは政治レベルで良好な関係を構築している。

二国間の要人往来では、2021 年 2 月に長坂経済産業副大臣が、来日したメネゼス通信省次官とデジタル経済の構築促進に関する会談を実施した。自由で、公正な競争、透明性、法の支配といった共通の価値を共有するパートナーとして、透明且つ安全な 5 G ネットワークの展開のための共通アプローチを発展させることで一致するとともに、活力あるデジタル経済の促進に向けて、これらに必要となるビジネス環境整備を行うなど、両国における経済関係の強化について意見交換を行った。

ブラジルには多くの日本企業が進出しているところ、ブラジル産業財産庁の特許審査の迅速化が課題になっている。そのため、相手国の特許審査結果を活用し審査を迅速化する特許審査ハイウェイ（P P H）を 2017 年より試行的に開始していた。これまでブラジルへの P P H 申請は、一出願人あたり 1 ヶ月 1 件に制限されていたところ、2021 年 1 月 1 日より週 1 件の申請が可能となった。

（ウ）日本・アルゼンチン関係

フェルナンデス大統領は、政策方針として、債務返済、為替の安定、金融市場への復帰、インフレ抑制を掲げ、経済の立て直しを図っている。

2019 年に日本アルゼンチン間で、水素に関する協力覚書を締結しているところ、2020 年 10 月に経済産業省が主催した水素閣僚会議 2020 には、アルゼンチンは南米で唯

一の参加国となり、ハビエル・パパ経済省次官（エネルギー計画担当）がアルゼンチンにおける水素の現状等について講演するとともに、資源エネルギー庁が 2021 年 3 月に開催した水素・再生可能エネルギーに関するワークショップでは、資源エネルギー庁とアルゼンチン経済省等において、特に将来の水素のサプライチェーン構築に向けた課題等を議論するなど、両国の水素に関する協力が進展した。

（エ）日本・チリ関係

ピニェラ政権は、経済成長を促す政策を重視しており、コロナ禍においては、経済再開計画による雇用創出や中小企業支援に取り組んでいる。また、2020 年 10 月新憲法制定の是非を問う国民投票が行われ、新憲法制定へ向けたプロセスを進めていくことが決定した。

二国間経済関係では、2020 年 10 月にゲームオンラインセミナーを開催し、両国の業界団体による概況説明や主要企業による事例紹介を実施した。また同年 11 月、日本商工会議所により開催された日智経済委員会オンライン・コンファレンスでは、コロナ禍における両国の経済・社会情勢について、情報交換を行った。

（オ）日本・コロンビア関係

ドゥケ政権は、治安改善やインフラ整備、ビジネス環境整備、オレンジ経済を優先的に取り組んでおり、2020 年 4 月に O E C D 正式加盟を果たした。

二国間経済関係では、メデジン市において検討されている新規地下鉄路線に、日本新交通システム導入を推進するため、2021 年 3 月メデジン市関係者に対しオンラインワークショップを実施した。また、ビジネス環境改善のため、コロンビアの医薬品食料品監督庁・産業連盟・貿易投資観光促進機構に対して、オンラインセミナーを 3 回実施し、コロンビアの医療機器の同等性導入を支援した。

4. 3. 欧州・ロシア関係

（1）日本・欧州関係

欧州連合（E U）は、27 か国が加盟、人口約 4 億 5 千万人、G D P は世界全体の 2 割近くを占める政治・経済統合体である。E U は、域外に対する統一的な通商政策を実施する世界最大の単一市場であり、単一通貨のユーロには、19 か国が参加している。我が国と E U は、民主主義や人権、法の支配といった基本的価値観を共有する戦略的パートナーである。

EUとの間で、良好な経済関係を維持することは、日欧双方及び世界経済の発展のために不可欠であり、2019年2月に発効した日EU経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）を通じた日欧経済関係の強化やグローバルな課題に対する日欧共同での取組は、近年、更に重要となっている。

2020年5月には、安倍総理とミシェル欧州理事会議長及びフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長との間で、日EU首脳テレビ会議を行い、復興に向けた経済対策を含む新型コロナウイルス感染症対策、EPAの一層有効な活用、戦略的パートナーシップ協定（SPA：Strategic Partnership Agreement）の下での協力、グリーンやデジタルを始めとする幅広い分野について意見交換を行い、日EU間の連携を確認した。

EUを巡る大きな変化としては、2016年6月23日に英国においてEU離脱をめぐる国民投票が行われた結果、EUからの離脱が過半数を占め、2017年3月、英国政府はリスボン条約第50条に基づきEUに対して正式に離脱の意思を通告した。EUとの交渉を経て、離脱協定を締結し、2020年1月31日に英国はEUから離脱した。（2020年12月31日、英国離脱前の状態が維持される移行期間も終了）

（ア）日EU間の通商政策・産業政策に関する対話・協力の仕組み

（A）日EUビジネス・ラウンド・テーブル（BRT）

日・EUの双方の主な民間企業のCEOが参加する日EU産業界の対話・両政府への政策提言の場として、1999年に日EU・BRTが設置された。2020年11月に第22回会合を東京とパリの会場をオンラインでつなぎ、開催した。梶山大臣は日本政府を代表し、日EU産業界からの提言書を受け取るとともに、2050年カーボンニュートラルに向けた取組やコロナ禍におけるデジタル化の重要性、日EU・EPAの活用動向、英EU間の将来関係交渉の早期妥結の必要性について述べた。

（B）日EUハイレベル産業・貿易・経済対話

2018年7月の第25回日EU定期首脳協議における両首脳共同声明において、日EUハイレベル産業・貿易・経済対話を設立すること及びその第一回会合を2018年末までに開催するとの決定がなされた。これを受け、同10月に、世耕経済産業大臣及び河野外務大臣を日本側共同議長、カティネン欧州委員会副委員長をEU側議長として、第一回

会合を東京で開催。国際貿易における課題、エネルギー・環境・気候変動に関連した経済の転換、国際的な投資と連結性に関するイニシアティブ、デジタル経済の4分野に特に焦点を当て、議論を実施。

（C）日EU産業政策対話

日EU間の産業政策やビジネス環境整備推進等に関する意見交換、及び、産業協力の進展のレビューを目的に、「日EU産業政策対話」を開催している。本会合の下、個別の政策課題に関して、ワーキンググループを設置し、議論を実施している。化学WG、基準・認証WG、気候変動・環境WG、自動車WG、ロボットWGの5つのWGが活動しており、2020年度は基準・認証WG、気候変動・環境WG、自動車WGの3つのWGが開催され、日EU双方の政策の最新動向を紹介し、日EUの協力の可能性について議論が行われた。

（D）日EU経済連携協定

2019年2月に発効した本協定の下で、2021年2月に茂木外務大臣、ドムブロウスキス欧州委員会上級副委員長兼貿易担当欧州委員を共同議長として、第2回合同委員会がテレビ会議形式で開催され、新型コロナウイルス感染症対策、グリーン、デジタル分野、WTO改革等における今後の日EU間協力について意見交換が行われた。加えて、データの自由な流通に関する規定を日EU・EPAに含める必要性を再評価すべく、予備的協議を行うことで一致した。事務レベルにおいても12分野の専門委員会・作業部会が開催された。

（E）日欧産業協力センター

1986年に開催された日EC閣僚会合における通商産業省（当時）と欧州委員会との合意に基づき日欧産業協力センターが設立され、1987年より事業を開始した。日本とEUの貿易・投資活性化、経済関係の緊密化を目指し、日EUにおける産業協力を促進するため、以下の事業を実施している。

（a）セミナー事業

日EUの経済連携の深化に向けて、日・EU双方が関心を有する個別政策分野ごとにセミナーを実施。

（b）日EUビジネス・ラウンド・テーブル事務局業務

2020年11月、第22回日EU・BRT会合をオンライン形式で開催し、本会合の事務局を担当。

（c）研修生派遣事業（Vulcanus Program）

日EU間の人的交流の活発化を通じて産業協力を推進すべく、理工系の学部学生・大学院生を相互に派遣し、企業において研修を実施。1996年度の事業開始以来、EU諸国へ派遣した学生数は計435名に達している。

(d) 政府調達市場透明性向上事業

我が国政府調達市場の透明性向上に資する事業として、地方自治体等の調達情報を中小企業庁の官公需ポータルサイトを通じて、英語で提供した。

(イ) 日欧二国間関係

日欧二国間では、EU主要国を含む各国との閣僚レベルでの往来や、事務レベルでの定期協議等を通じて、関係の強化を図っている。

(A) 日仏関係

2020年10月、菅首相はマクロン大統領と電話会談を行い、両首脳は、日本とフランスが共に「インド太平洋国家」として、自由で開かれたインド太平洋の実現に向け、協力を強化していくことを確認。また、両首脳は、新型コロナウイルス対策などの諸課題に対して、G7メンバーである日本とフランスが協力して主導的役割を果たしていくことが必要との認識で一致したさらに、2021年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け協力していくことで一致した。

(B) 日独関係

2020年7月16日に安倍晋三総理大臣が、アンゲラ・メルケル首相と日独首脳テレビ会談を行った。冒頭、安倍総理から、ドイツが新型コロナウイルスの感染拡大の抑制に成功していることに敬意を表した上で、「新型コロナウイルス感染拡大に伴い、国際秩序は深刻な挑戦に直面しており、普遍的価値を共有する日本と欧州の責任はかつてないほど大きい」と述べ、これに対しメルケル首相からは、まず日本における豪雨災害に対するお見舞いの言葉があり、「国際社会は新型コロナウイルスによりかつてない挑戦を受けており、日独でも協力したい。日本の新型コロナウイルス感染症対策は大変成功しており、ドイツとしても日本のメソッドを参考にしたい」と述べた。その他、新型コロナウイルス感染症対策や、二国間関係、地域情勢について議論。

9月22日、菅義偉総理大臣は、総理就任後初めて、アンゲラ・メルケル・ドイツ首相と電話会談を行った。冒頭、菅総理大臣から、就任に際してメルケル首相から寄せられ

た祝電及びこれまでの日本との協力に感謝するとともに、日独関係を一層強固なものにしていきたい旨述べ、メルケル首相からは、菅総理の就任につき改めて祝意を述べ、菅総理と共に日独関係の発展のために協力することを楽しみにしている旨述べた。両首脳は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現や、新型コロナウイルス感染症対策を始めとした国際社会の諸課題への対応に向けて引き続き緊密に連携していくことを確認した。

10月19日、独財界アジア太平洋会議がオンライン形式で開催され、梶山経済産業大臣はビデオレターにより出席。梶山大臣は、コロナ危機を踏まえた今後のアジア太平洋地域の協力の在り方、新型コロナウイルスとデジタル化の動き、サプライチェーンや経済の強靱化の重要性等について発言。本会議には、メルケル独首相、アルトマイヤー独経済エネルギー大臣、ケーザーAPK会長、をはじめ約800名が参加した。

2月18日、経済産業省とドイツ連邦共和国経済エネルギー省は、日独間の産業協力の深化・発展を目的とした第19回「日独次官級定期協議」を開催した。今回は、テレビ会議形式にて、田中経済産業審議官とヌスバウム独連邦経済エネルギー省事務次官等が出席し、新型コロナウイルスの感染拡大が与えている経済への影響や両国が講じている経済対策、日独間のインド太平洋地域における協力やWTO改革を含む国際情勢、エネルギー・気候変動分野、インドナストリー4.0/IoT、自動車等の二国間協力に関して意見交換を行った。

(C) 日英関係

日英間では、2020年9月2日、安倍首相がジョンソン首相と電話会談を行い。新型コロナウイルス感染症への対応や自由貿易の推進、新型コロナ後を見据えた国際秩序作りにおいて日英両国が主導的役割を果たしていくこと、日英間の経済パートナーシップ交渉の早期妥結が必要との認識で一致した。

同月11日、茂木敏充外務大臣は、エリザベス・トラス英国国際貿易大臣との間でテレビ会談を行い、日英包括的経済連携協定（the Japan-UK Comprehensive Economic Partnership Agreement）について大筋合意に至ったことを確認した。

同月23日、菅首相がジョンソン首相と電話会談を行い、両首脳は日英包括的経済連携協定（日英EPA）の大筋合

意を歓迎した。また、両首脳は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け日英の安全保障分野の協力を強化連携していくこと、新型コロナウイルス対策や気候変動など様々な課題に対し日本と来年G7議長国の英国が協力して主導的役割を果たしていくことが必要との認識で一致した。更に菅首相は、英国のTPP11加入への関心を歓迎し、WTO改革等における協力や英EU間の将来関係交渉が移行期間内に妥結することを期待する旨を述べた。

また、梶山経済産業大臣は同年10月、日英EPA署名のため来日した英国のトラス国際貿易大臣と会談を行い、日英EPAの署名を歓迎するとともに、ルールに基づく国際秩序や自由貿易といった普遍的価値を共有する日英が引き続き関係強化を行っていくことの重要性等につき議論を行った。また、自由なデータ流通、G7改革や英国にて2021年末に開催されるCOP26について議論を行うとともに、英国のEU離脱に関しては、梶山大臣より、日系企業が大きな懸念を有しておりEUからの「合意なき離脱」を回避してほしい旨、要請を行った。

2021年1月、梶山経済産業大臣は、英国の閣僚であるシャーマCOP26議長とテレビ会談を行った。会談では、梶山大臣が日本の2050年のカーボンニュートラル実現に向けた取組、特にグリーン成長戦略について説明するとともに、2021年に英国が議長国となるG7やCOP26に向け日英両国間で気候変動等に関する協力を一層進めていくことを確認した。

同年2月、菅首相がジョンソン首相と電話会談を行い、両首脳は、国間及び多国間での日英協力深化を議論するとともに、2050年までのカーボンニュートラル実現を目指し、COP26に向けて国際社会をリードすべく連携していくことで一致した。また、菅総理大臣は、英国のTPP11への加入申請を歓迎した。

(D) 日伊関係

10月7日、菅義偉総理大臣は、総理就任後初めて、ジュゼッペ・コンテ首相と電話会談を行った。冒頭、菅総理大臣から、コンテ首相と良い関係を築き、日伊関係を一層強固にしていきたい旨述べ、これに対し、コンテ首相からは、菅総理大臣就任への祝意を述べるとともに、日伊関係の幅広い分野における更なる進展に向けて共に取り組みたい旨述べた。両首脳は、新型コロナウイルス対策など国際社会が直面する諸課題に対して、G7や明年イタリアが議長

国を務めるG20等において緊密に連携していくことで一致。

3月19日、菅義偉総理大臣は、マリオ・ドラギ・イタリア共和国首相と電話会談を行った。冒頭、菅総理大臣から、首相就任への祝意を表し、2月のG7首脳テレビ会議に続き意見交換できることを喜ばしく思う旨述べるとともに、先月コンゴ民主共和国で武装集団の攻撃の犠牲となったアタナシオ駐コンゴ民主共和国イタリア大使ら3名の御遺族に哀悼の意を述べた。これに対し、ドラギ首相から、謝意が示されるとともに、日イタリア関係の一層の発展に向けて共に取り組みたい旨述べた。また、ドラギ首相から、本年イタリアはG20議長国であり、2019年に日本が示したアジェンダであるデジタル、女性、保健、貿易、環境のアジェンダを引き継ぎつつ、人（people）、地球（planet）、繁栄（prosperity）の3つのPをテーマとして取り組んでいきたい旨述べた。

(2) 日本・ロシア・中央アジア・コーカサス関係

(ア) 日本・ロシア関係

2016年5月、ソチで行われた日露首脳会談で、安倍前総理から8項目の「協力プラン」（注）を提示し、プーチン大統領から高い評価と賛意が表明されて以降、同プランの具体化に向けた動きが加速化した。

（注）（1）健康寿命の伸長、（2）快適・清潔で住みやすく、活動しやすい都市作り、（3）中小企業交流・協力の抜本的拡大、（4）エネルギー、（5）ロシアの産業多様化・生産性向上、（6）極東の産業振興・輸出基地化、（7）先端技術協力、（8）人的交流の抜本的拡大

同年9月、世耕経済産業大臣（当時）がロシア経済分野協力担当大臣に任命され、世耕ロシア経済分野協力担当大臣の下、野上官房副長官（当時）を議長とし、各省の次官級を構成員とした「ロシア経済分野協力推進会議」を発足して8項目の「協力プラン」具体化を行ってきた。

2020年は新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、サンクトペテルブルク国際経済フォーラムや東方経済フォーラムが中止されるなど、日露間においても相互の往来が難しい年であったが、首脳間・閣僚間を含め、TV会談や電話会談による政府間協議は引続き活発に行われた。同年4月、梶山ロシア経済分野協力担当大臣は、レシエトニコフ経済発展大臣兼対日貿易経済協力担当大統領特別

代表とのTV会談を実施し、迅速検査キットを含む新型コロナウイルス感染症対策に関する日露協力の可能性について議論し、更なる協力を拡大していくことで一致した。同年5月、安倍前総理とプーチン大統領が首脳電話会談を実施し、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中、引き続き必要な協力を行うことを確認した。加えて、4月の梶山大臣とレシェニコフ大臣との間の会談でも触れた新型コロナウイルス感染症の迅速検査キットの製造・販売事業への日露共同投資枠組みによる支援を始め、8項目の「協力プラン」の下で具体的な協力が進んでいることを歓迎するとともに、引き続き緊密に連携・協力していくことで一致した。同年8月に行われた首脳電話会談では、両首脳は、8項目の「協力プラン」を含め、幅広い分野で日露関係が発展してきており、今後とも二国間関係を強化していくことの重要性を確認した。同年9月、菅内閣発足後初となる菅総理とプーチン大統領との首脳電話会談が行われた。両首脳は、政治、経済、文化等幅広い分野で日露関係全体を発展させていくことでついで一致した。同月、梶山大臣は、ノヴァク・エネルギー大臣（当時）とのTV会談を実施した。8項目の「協力プラン」の下で行われている日露間の各種のエネルギープロジェクトの進展状況を確認するとともに、エネルギー分野における協力関係を一層強化するため、引き続き両国間で緊密に連携していくことで一致した。また、同年10月、梶山大臣は、レシェニコフ大臣との電話会談を実施した。会談では、8項目の「協力プラン」の下での各分野における民間プロジェクトの進捗について議論を行い、引き続き両大臣間の緊密な連携の下、経済分野での協力を進めていくことで一致した。

8項目の「協力プラン」はロシア経済分野協力担当大臣と対日貿易経済協力担当大統領特別代表を中心に、企業関係者とともに進められ、2019年9月の日露首脳会談時点で民間プロジェクトは200件を超え、約半数で具体的なアクションが始まっていた。8項目の「協力プラン」の個別分野では、「（1）健康寿命の伸長」に関しては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、医療分野における日露協力のニーズは一層高まっている。首脳間・閣僚間の会談でも累次取り上げられた新型コロナウイルス感染症の迅速検査キット製造・販売事業では、日露の合弁企業であるEMG社が、日本発の迅速検査手法であるSmartAmp法（等温核酸増幅法）を用いた新型コロナウイルス感染症の迅速

検査キットをロシアで製造し、販売を行っている。本プロジェクトについて、2020年5月、国際協力銀行（JBIC）の関係会社であるJBIC IG Partnersが、新型コロナウイルス感染症の検査拡充に貢献するため、EMG社への投資の決定を発表した。その他の医療分野における協力としては、内視鏡分野や予防医療分野等において、日露の大学や研究機関の間で交流や研修が行われている。また、同年6月には、ロシアを含むCIS地域における画像診断装置の販売・サービス保守事業の強化のため、キャノンメディカルシステムズがロシアのヘルスケア企業であるR-Pharm社と機械販売・サービス保守事業の合弁会社設立に合意している。

「（2）快適・清潔ですみやすく、活動しやすい都市作り」に関しては、日立造船の100%子会社であるHitachi Zosen Inova AG社（スイス）とPJSC ZiO-Podolsk社（ロシア）が、モスクワ市近郊に4件のごみ焼却発電プラントを建設するプロジェクトを進めている。全4プラントが稼働すれば、年間約280万トンのごみ焼却処理と、約150万人分の年間消費電力を発電することが可能となり、ごみの衛生的処理及び埋め立て処分の軽減、温室効果ガス削減への貢献が期待される。

「（3）中小企業交流・協力の抜本的拡大」に関連しては、2016年9月、ウラジオストクで行われた東方経済フォーラムの際、経済産業省とロシア連邦経済発展省が締結した、中堅・中小企業分野における協力のためのプラットフォーム創設に関する覚書に基づき、海外展開支援機関や、自治体、金融機関などからなる日本側プラットフォームを設立。プラットフォームメンバーであるJETROにロシア展開の専門家を配置し、戦略策定から販路開拓、パートナー探し、商談同行、契約締結まで一貫して個別企業支援を行う仕組みを整備し、一体的に支援を行い、一部の日本企業においては、実際にロシア企業との取引が成立するなど成果を得ている。さらに、プラットフォームにおける議論を踏まえ、規格認証や通関手続といった日露ビジネスに影響を与えている制度的課題の改善に向けた政府間の対話や企業への周知広報等の取組についても進めている。2020年12月には、第8回中小企業協力に関する日露会合をテレビ会議形式にて開催し、日露官民合同対話および商談会を実施した。このほか、ロシア通関制度に関する理解を深めるため、2021年1月にロシア連邦税関庁と日本企業向

けの説明会・意見交換会を開催した。

「(4)エネルギー」に関しては、世耕経済産業大臣(当時)はノヴァク・エネルギー大臣(当時)との間で2016年11月、エネルギー・イニシアティブ協議会を立ち上げ、炭化水素、原子力、省エネ・再エネの各分野についてワーキング・グループを設置した。個別プロジェクトでは、北極LNG2やカムチャツカ及びムルマンスクでのLNG積替え事業等において日露協力が進展している他、2020年10月に、一般財団法人省エネルギーセンターがサンクトペテルブルクにおいて、建物の省エネのための熱制御装置の普及を図る事業を開始した。また同年11月、同センターは、全ロシア地区省エネルギーセンター会議において、省エネに係るオンラインワークショップを開催した。同年12月、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)は、日本企業等とともに、極寒冷地であるサハ共和国チクシにおいて実施する風力発電を含むエネルギー管理システム実証について、システム全体の運転を開始した。これらの事業により、我が国のエネルギー供給源多角化・安定供給確保、日本のエネルギー技術の導入及び両国間の経済関係強化につながることが期待される。

「(5)ロシアの産業多様化・生産性向上」に関しては、2016年8月、貿易経済に関する日露政府間委員会のもとに産業分野における協力に関する分科会を設立した。同分科会での議論を踏まえ、①高い技術力や生産性管理技術を備えた日本の専門家によるロシア企業のIT化を含めた生産性診断及び改善指導、②ロシアの裾野産業に従事する役員・ラインマネージャークラスを日本に招聘し、生産工場の現場視察や日本の管理技術・設備、IT化に関する研修等を行うこととなった。2020年は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、これらの取り組みを各社オンライン形式で実施した。①については、2017年から2021年3月末までにロシア企業38社を対象に診断を実施した。②については、日露政府間で合意した、2017年から2019年3月末までに計200名のロシア人研修性を受け入れるという目標を達成した。また、2017年から2021年3月末までに累計517名の研修生を受入れた。これら事業により、日本の最先端設備をロシア企業に導入することを目指すとともに、ロシア企業の生産性向上により、ロシアに進出している日系企業のロシア企業からの部品等の調達条件が改善され、日系企業の市場シェア拡大につながることが期待

される。2020年12月には、第7回産業協力分科会をオンラインで実施し、上記生産性診断や研修、個別産業における協力について協議を行った。

「(6)極東の産業振興・輸出基地化」に関しては、豊富な土地や資源を有する極東では、アジア太平洋地域に向けた輸出基地化を図るべく、インフラや農林水産業を始め様々なプロジェクトが進展している。プロスペクトバイオマス社とロシアのRFPWP社の日露合弁企業による木質ペレット生産事業では、2020年10月、ハバロフスク地方のアムールスクの木質ペレット工場が完成した。今後、同工場で製造された木質ペレットが日本に供給される予定である。また、北海道総合商事が一部出資する現地法人SAYURI社が、日本の温室技術と農業栽培技術を活用し、ヤクーツクで生鮮野菜の温室栽培事業を行っている。厳寒の同地において、新鮮でおいしい野菜の周年生産を目的とするものであり、温室栽培施設を拡張する第3期工事が現在行われている。ここで作られたトマトやキュウリなどの野菜は、年間を通じてロシアの人々の食事に供されている。

「(7)先端技術」に関しては、2019年9月、世耕経済産業大臣兼ロシア経済分野協力担当大臣(当時)とオレシユキン経済発展大臣(当時)との間で「第四次産業革命関連ハイテク分野における協力に関する覚書」に署名した。これに基づき、ハイテク分野における協力に関する議論を進めている。また、2020年10月には、オンラインで開催された「CEATEC 2020 ONLINE」にロシアからスタートアップ5社が出展し、ピッチイベント及び商談会が実施された。2020年12月には、オンラインで「日露デジタル教育フォーラム」が開催した。日露間で初めてとなる「デジタル教育」にフォーカスした本フォーラムでは、ロシアのデジタル・STEM関連のスタートアップ事業者から日本の教育、ビジネス関係者向けにプレゼンテーションを行った。

「(8)人的交流の抜本的拡大」に関しては、2019年6月にプーチン大統領が訪日した際、日露両国は2020年から2021年にかけて「日露地域・姉妹都市交流年」(日露地域交流年)を実施することで一致し、当局間覚書に署名した。この日露地域交流年は、様々な分野における日露の地域交流の一層の深化及び発展、並びに姉妹都市間関係の拡大や両国間の友好及び相互理解の促進を目指すものである。オンライン形式などを活用しつつ事業を進めており、

2020年には、日本側事業として177件が登録され、141件の事業が実施された。

(イ) 日本と中央アジア・コーカサス諸国との関係

日本と中央アジア・コーカサス各国は、貿易・投資環境整備や経済交流の活性化を図るため、経済会議の開催など二国間の経済対話を実施している。2020年度中の日本と中央アジア・コーカサス各国との主な取組みは、以下のとおりである。

ウズベキスタンについては、2020年5月にファジーロフ駐日大使と牧原経済産業副大臣の会談が行われ、先方からナボイ3・4号機の建設やスマートシステムの導入について関心が示された他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中断しているナボイアゾド化学肥料プラント等の事業についての対応を協議した。同年12月には、ウムルザーコフ副首相兼投資・対外貿易大臣が訪日し、梶山経済産業大臣と会談を行い、「ハイスpekク円借款」の第1号として供与が決定したナボイ3号機などの個別案件や、日本企業のウズベキスタン進出にあたっての環境整備、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により延期となった経済合同会議を感染収束後にウズベキスタンにて開催することを確認した。

トルクメニスタンについては、2020年9月に行われた安倍前総理とベルディムハメドフ大統領との電話首脳会談では、安倍政権下で日本・トルクメニスタンの経済協力関係が深化したことを確認した。また、同年11月のトルクメニスタン永世中立25周年記念式典に江島経済産業副大臣が出席し、両国間の経済協力の更なる進展を祈念した。

アゼルバイジャンについては、2020年11月にイスマイルザーデ駐日大使と長坂経済産業副大臣が、二国間での経済協力案件について会談を行った。

4. 4. 中東・アフリカ諸国関係

(1) 中東・北アフリカ地域

(ア) 総論

中東地域は、我が国にとってエネルギーの安定供給に欠かせない地域である。石油依存度の高い中東諸国において課題となっている産業多角化や貿易・投資環境改善への支援を通じ、同地域との経済関係の強化・市場の拡大と、同地域の安定確保を目指す。また、要人往来の機会を捉えながら、更なるエネルギー供給の安定確保に向けた働きかけ

を進めていく。

(イ) 二国間関係

サウジアラビア王国については、2016年9月にムハンマド現皇太子と安倍総理大臣が「日・サウジ・ビジョン2030共同グループ」の設立に合意し、「サウジ・ビジョン2030」と日本の「成長戦略」のシナジーを最大化する、具体的かつ広範な二国間協力を進めるための議論が開始された。2017年3月には、サウジアラビア国王として46年ぶりとなるサルマン国王訪日の機会を捉え、安倍総理大臣との首脳会談時に、新たな二国間協力の羅針盤となる「日・サウジ・ビジョン2030」が合意された。2020年12月、第5回閣僚級会合をオンラインで開催し、前回の会合以降の協力の進捗と今後の進め方を議論し、協力の成果をまとめた「日・サウジ・ビジョン2030～バージョン2020～」に合意した。両国は、「日・サウジ・ビジョン2030」への継続的な取組を進めることで一致し、新型コロナウイルスを踏まえた新たな協力を追求することの重要性を確認した。2020年8月、梶山経済産業大臣はアブドルアジーズエネルギー大臣と電話会談を実施し、循環炭素経済・カーボンリサイクルを含むエネルギー分野における両国の関係強化について議論した。10月、梶山経済産業大臣はファーレフ投資大臣と電話会談を実施し、両者は次回閣僚会合の開催に向けて協力を加速化することで一致した。同月、梶山経済産業大臣はカサビ商業大臣と電話会談を実施した。また、2020年11月、菅総理大臣はムハンマド皇太子と電話会談を行った。菅総理大臣は、サウジアラビアが進める脱石油と産業多角化を中心とした改革努力を日本が後押しする方針を表明し、ムハンマド皇太子からは、「日・サウジ・ビジョン2030」の枠組みを通じて協力を更に強化したいとの発言があった。

アラブ首長国連邦（以下、UAE）については、2020年8月、ジャーベル・UAE産業・先端技術大臣兼ADNOC CEOと梶山大臣がオンライン会談を実施し、日本への原油の安定供給に対する謝意を伝達し、アブダビの上流資源開発分野における日本企業の参画について働きかけを行った。11月、オンラインで開催されたアブダビ国際石油展示会・会議（ADIPEC）において梶山大臣が基調講演を実施。2050年カーボン・ニュートラルの実現という我が国の方針を紹介し、今後アジアを中心にエネルギー需要が拡大していく中で、我が国は途上国における化石燃料

のクリーンな利用を支援していくこと、また、気候変動、エネルギーの安定供給確保及び持続的な経済成長を実現する「責任あるエネルギー政策」を我が国のみならず、途上国にも展開していくことを表明した。2021年1月、ジャーベル・UAE産業・先端技術大臣兼ADNOC CEOと梶山大臣が再度オンライン会談を実施し、脱炭素分野における両国間の更なる協力について議論したほか、両大臣立ち会いのもとで、ADNOCと経済産業省の間で燃料アンモニア及びカーボンリサイクルに関する協力覚書の署名が行われた。

イスラエル国については、2021年3月に「第3回日・イスラエル経済イノベーション政策対話」及び「第3回日・イスラエル・イノベーションネットワーク（J I I N）総会」をオンラインで開催。長坂経済産業副大臣とペレツ経済産業大臣の参加の下、政策対話では、デジタルヘルス、グリーンテック、R&D等におけるイノベーション協力、サイバーセキュリティ、輸出管理等の分野における協力の成果を確認するとともに、更なる関係深化に向けた双方の関心分野について議論を行った。またJ I I N総会では、J I I Nのメンバーである両国の13の経済団体が参加し、これまでの活動成果を共有すると共に、今後の方向性として、（1）地方発の取組や中堅・中小企業の優れた技術をイスラエルのイノベーション・エコシステムに繋ぎ協力の裾野を拡大していくこと、（2）グローバル課題解決に向け、グリーンテックなどの新たな分野で協業を促進すること、（3）「J-ブリッジ テルアビブ」を活用し、J I I Nのサポート体制を強化することを確認した。翌日オンラインで開催されたJ I I Nビジネスフォーラムでは、梶山経済産業大臣とペレツ経済産業大臣がご挨拶を行い、デジタルヘルス、地方でのスマートシティ、グリーンテックをテーマにパネルディスカッションが行われ、約700名が参加した。

トルコ共和国については、2020年3月、J C C M E がトルコ・エネルギー天然資源省と共催で、日本企業のエネルギー分野への投資促進を目的とする「トルコエネルギーワークショップ」をオンラインで開催。経済産業省資源エネルギー庁、エネルギー天然資源省、在トルコ日本大使館が来賓挨拶を行い、日本企業が再生可能エネルギーや省エネルギー分野での技術を紹介し、276名が参加した。2020年12月には、J O G M E C がトルコ共和国における鉱物資

源分野への投資促進を目的として日本企業を対象に「トルコ鉱業投資セミナー」を開催。江島経済産業副大臣とシェレフ・カラリジュ・エネルギー天然資源副大臣が挨拶を行い、トルコ国営企業であるエティ・マーデン社によるレアアース、蛍石、重晶石のポテンシャルやJ O G M E C による世界のレアアースを取り巻く現状等に関する講演が行われ、138名が参加した。

イラク共和国については、2021年2月、J C C M E がイラクでのビジネスに関心を持つ日本企業への情報提供を目的とする「第16回日イラクビジネスセミナー」をオンラインで開催。アブドルジャッパール石油大臣が基調講演を行ったほか、日本側から江島経済産業副大臣、イラク側からアル・ムーサウィー駐日イラク大使が冒頭挨拶、鈴木在イラク日本大使や、イラクでビジネスを行う日本企業が講演を行い、318名が参加した。また同日、江島経産副大臣はアブドルジャッパール石油大臣との間でテレビ会談を実施。会談では、イラクでの日本企業の活動に対する高い評価と期待がアブドルジャッパール大臣より示され、エネルギー分野を中心として、更なる二国間関係強化に向けて引き続き両国間で緊密に連携していくことで一致した。

カタール国については、2020年10月に開催されたL N G 産消会議2020の機会を捉え、アルカービ・エネルギー担当国務大臣と梶山大臣のオンライン会談を実施。我が国へのL N G の安定供給をはじめとする経済関係強化に向けた意見交換を行った。

（2）サブサハラ・アフリカ

アフリカは、若年層を中心に約13億人を超える人口を抱え、電力・運輸・港湾等のインフラ需要は引き続き大きい。かつて資源・インフラを中心としていたアフリカビジネスは、各国の産業開発や、医療ニーズ・食糧ニーズの増加、電子商取引の普及などを通じて多様化しつつある。我が国は、質の高いインフラ整備の推進、投資協定や租税条約の締結促進などとともに、T I C A D や日アフリカ官民経済フォーラムなどの官民が一体となった対話の場を活用し、アフリカに加え第三国や国際機関との協力を強化することを通じて、日本企業のアフリカ進出を支援していくとともに、進出した企業のアフリカにおける円滑な業務遂行をサポートする。

アフリカビジネス協議会は、2018年3月以降、約30社

の民間企業が参加した「T I C A D 7 官民円卓会議」での議論及び、2019 年 4 月に安倍総理に提出された「T I C A D 7 官民円卓会議民間からの提言書」を踏まえて、2019 年 6 月に発足したものであり、官民の参加者間でアフリカビジネスに係る情報共有と意見交換を行い、関係省庁・政府機関による支援策の検討・実施・見直し等を推進している。具体的には、①アフリカ政府・企業とのネットワーキング・マッチング機会の提供、②アフリカ各国のビジネス環境改善の促進、③各省庁・機関横断による個別ビジネスの支援などを目標として掲げている。

アフリカビジネス協議会には、経済産業省、外務省、日本経済団体連合会、経済同友会を始め、約 340（2021 年 7 月時点）の企業・団体・官公庁・国際機関が所属しており、中堅中小企業、農業、ヘルスケアなどをテーマとしたワーキング・グループ（WG）が発足し、現地経済団体・企業との関係構築・マッチングや調査ミッションなどを実施する。

ヘルスケアWGでは、ケニア・ガーナにおける民間企業の連携によるアフリカ事業展開のモデルケースの検討等を実施した。また、2020 年 12 月、中堅中小企業WGを開催し、関係省庁・機関の支援策や活動を紹介するとともに、2021 年 2 月、農業WGを開催し、関係省庁・機関の取組みを紹介するとともに、官民連携による I C T 技術を用いた農業生産性向上や農家の所得向上と同時に日本企業のビジネス促進に資する実証事業の活動・検討状況の共有や実証への参加者の募集を行った。

ビジネス環境改善については、2019 年に発足が決定した、エジプト、ガーナ、ケニア、コートジボワール、セネガル、ナイジェリア、南アフリカの 7 か国の政府と現地大使館による「二国間ビジネス環境改善委員会」が、セネガルにて 2020 年 12 月に第 2 回会合が開催されている。協議会もこれらの二国間委員会と連携して、アフリカ主要国のビジネス環境に係る情報提供などを推進していく。

日本貿易振興機構（J E T R O）は、デジタルツールを活用し、オンライン商談会を令和 2 年度は計 4 回開催した（医療機器（2020 年 9 月）、環境機械（2020 年 11 月）、農業資機材（2020 年 12 月）、総合（2021 年 1 月～ 2 月））。これら商談会を通じ、アフリカ側からは約 60 社参加、日本側は約 110 社参加し、個別商談を、オンラインツールを活用して実施した。また、アフリカの新規ビジネスパート

ナー発掘に向けた取組みとして、2020 年 10 月に「アフリカ・オンラインマッチングプラットフォーム」を開設。チャット、オンライン面談の設定、商談（ビデオ通話）をプラットフォーム上で行うことを可能にし、日本企業とアフリカ企業のマッチングを促進した。

5. 独立行政法人日本貿易振興機構（J E T R O）

（1）組織

独立行政法人日本貿易振興機構（J E T R O）は、2003 年 10 月、独立行政法人日本貿易振興機構法に基づき、前身の日本貿易振興会を引き継いで設立された独立行政法人である。我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、これらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的としている。これらの役割を果たすため、国内外のネットワークや海外ビジネス支援に精通した人材の厚み等を最大限に活かしながら、対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援、農林水産物・食品の輸出促進、中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援、我が国企業活動や通商政策への貢献に資する事業を実施している。

（2）実施事業

（ア）対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援

我が国における対日投資促進の中核機関として、「2020 年における対内直接投資残高の 35 兆円への倍増」および「2023 年までにユニコーンまたは上場ベンチャー企業を 20 社創出」という政府目標に貢献すべく、質の高い対日直接投資の促進およびスタートアップの海外展開支援に取り組んだ。

具体的には、コロナ禍でニーズが高まるハイテク分野を集散的に支援した他、非対面の手法を最大限活用し、コロナ禍のマッチングニーズに対して的確に対応した。また、D X（デジタルトランスフォーメーション）を通じたオープンイノベーション（協業・連携）の支援を推進するため、2020 年 2 月に、オンラインでの情報発信・マッチングのサービスを提供する「D Xプラットフォーム」を立ち上げ、

2021 年 2 月には支援の更なる強化を目的として「Japan Innovation Bridge (J-Bridge)」を立ち上げた。また、2021 年 2 月には第 5 期中期目標を一部改訂し、海外の企業との協業・連携による海外におけるオープンイノベーションの推進支援を位置づけた。

(イ) 農林水産物・食品の輸出促進

「未来投資戦略 2018」において掲げられた、農林水産物・食品の輸出額の目標達成並びに地方創生への貢献に向け、政府が策定した「農林水産業の輸出力強化戦略」を踏まえつつ、関係省庁、自治体、業界団体等、さらには日本食品海外プロモーションセンター（J F O O D O）によるプロモーション活動とも連携し、一体となって農林水産物・食品の輸出を推進した。

具体的には、海外市場のニーズを重視した個別引合型商談への切り替えや、見本市における出展機会を最大限活用するため、出展企業と現地バイヤーをオンラインで繋ぐ新たな手法の導入に加え、従来の専門家を活用したハンズオン支援においてもきめ細かなサポートをすることで、成果創出を実現した。J F O O D O は、試飲・試食を伴うオンラインでの P R イベントやインフルエンサーを活用した情報発信等デジタルを駆使したプロモーションを実施し、参加事業者の輸出増に貢献した。

(ウ) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援

我が国企業の海外展開を推進するため、自治体、関係機関等と連携しつつ、日本からの輸出や海外進出、進出後の現地展開や事業見直し、さらには第三国展開まで一貫して支援を行った。

具体的には、コロナ禍でいち早く販路開拓手法をオンライン・マッチングへ転換したほか、年度後半には需要が高まる分野にターゲットを絞った中国本土のリアル見本市への集中出展、コロナ禍で売り上げが落ち込んだ日系企業の販路開拓や混乱した調達網の構築を支援した。また、外国人在留支援センター（F R E S C）に「ジェトロ・デスク」を開設し、高度外国人活用促進のための省庁横断・ワンストップサービスの提供を開始し、中小企業のグローバル人材育成の支援にも取り組んだ。さらに、新型コロナウイルス感染拡大によって海外での調達・生産体制の見直しを迫られた日本企業に対し、サプライチェーンの強靱化を支援した。

(エ) 我が国企業活動や通商政策等への貢献

我が国企業の国際ビジネス及び我が国の通商政策等に資する情報収集・分析・提供を行った。またビジネス環境改善に資する調査や、国内外政府への積極的な政策提言を通じて、日本企業の海外展開を支援した。

ジェトロの海外事務所ネットワークにより最新情報を収集するなど、新型コロナウイルス感染拡大の影響に対し機動的に対応した。

具体的には、入国制限が生じた国への駐在員再渡航に向けた現地政府への働きかけや代理申請、ロックダウンなどによる工場の操業制限緩和に向けた現地政府への申し入れ、在 A S E A N 日系企業の要望をまとめた「緊急提言書」の提出等、コロナ禍で日系企業が直面する課題解決に向けた現地政府等との交渉を担った。また、ミャンマーでの国軍による権力掌握（2021 年 2 月）を受け、特設ウェブサイト開設（同年 2 月 3 日）を通じた機敏な情報発信に加え、出入国手続きを支援することで、日系企業の問題解決に貢献した。さらに、デジタルツールを駆使し、最新現地情報を国内外に迅速に提供したほか、国内初の本格的な F T A データベースの公開や、E P A 利用事例をまとめたパンフレットを作成することで F T A / E P A 利活用を促進した。

アジア経済研究所では、各種メディアを通じミャンマー情勢やアメリカ大統領選、台湾の半導体産業に関する解説を行い、研究成果を発信した。日本政府が 2020 年 10 月に発表した「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）には、これまでの同研究所の取組が記載された。また、同研究所主導のもと、東アジア 16 か国の研究機関（R I N）による新型コロナウイルスに関するワークショップ（計 5 回）をオンラインで初めて開催し、海外研究機関等との連携を強化した。